令和６年第２回本巣市議会定例会議事日程（第３号）

令和６年６月18日（火曜日）午前９時　開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	吉村知浩	２番	髙橋知子
３番	瀬川照司	４番	飯尾龍也
５番	片岡孝一	６番	髙橋時男
７番	寺町　茂	８番	澤村　均
９番	髙橋勇樹	10番	今枝和子
11番	髙田浩視	12番	河村志信
13番	鍔本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原　勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤　勲
企画部長	林　玲一	市民環境部長	加納正康
健康福祉部長	小椋真二	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	高橋君治	上下水道部長	青木竜治
教育委員会事務局長	髙木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	廣瀬知倫
議会書記	内木雅浩		

午前９時00分　開議

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

それでは会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第１　一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第１、一般質問を行います。

８番　澤村均君の発言を許します。

澤村君。

○８番（澤村　均君）

おはようございます。

今朝のニュースを見ておりましたら、四国やら和歌山で線状降水帯が発生するんではないか、こんなニュースを見ていました。もうすぐ梅雨に入るわけですが、この梅雨を思い浮かべますと梅の雨、私も今梅干しを漬けるのに大変苦労して、高くて苦労しておりました。そういうこともあり、季節感を味わえるような日本で大変幸せだと思っております。

質問に先立ちまして、毎年のことでありますが、６月議会に、６月15日には原水爆世界禁止大会に向けての平和行進が東京から歩いております。先日、土曜日にもかかわらず、この本巣本庁舎から出発式をさせていただきました。また、その折には、企画財政課長の方から本巣市の職員の皆様の署名をいただき、無事に広島へ向けて届けることができました。本当にありがとうございます。

さて、1945年８月６日８時15分に広島、９日には長崎に、11時２分に原爆が投下されました。今年で79年になります。放射能の怖さは今でも変わらず、また体験した方々も高齢となり、語り部の方も被爆２世の人に変わっております。幸いなことに、この本巣市には中学２年生の皆さんが広島平和研修で毎年学習をし、また体験を報告会で発表しております。成人となっても平和の心を受け継いでくれると思い、一般質問に入らせていただきます。

最初に、徳山ダム導水路についてお尋ねをいたします。

平成18年に計画され、河村名古屋市長の反対で中断をしておりました。この導水路、本当に必要があるのかないのか疑問のまま、また今回も新しい連絡会で素案が発表されました。木曽川水系連絡導水路事業という名前です。岐阜県のホームページでは、水資源機構が国土交通省中部地方整備局合同で取りまとめる、その予定で環境影響検討の進捗を見守っている、こんなホームページに載

っております。

さて、この徳山ダム、揖斐川町の西平ダムから犬山の頭首工へほぼ直線で通っていく、こういうルートでございます。最初に、本巣市を通るルートは分かっているのかをお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、本巣市を通るか、ルートが分かっているのかについてお答えいたします。

木曽川水系連絡導水路事業は、流水の正常な機能の維持及び新規利水の供給を目的として、現在国土交通省中部地方整備局と独立行政法人水資源機構により、木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討が実施されております。木曽川水系連絡導水路の上流施設ルートとして、揖斐川町から坂祝町への約43キロが計画されており、その中に本巣市も入っております。ただし、現時点で導水路の詳細なルートについては決定しているものでないと伺っております。本市としては、引き続き木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討の状況を注視していきます。

〔８番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○８番（澤村　均君）

この本巣市を通ることは間違いないという、ホームページの図面では何か幅が広くてどこを通るか特定することは多分困難だと思いますが、例えばこのルートでいきますと、大概用水というのはトンネルでいくわけですね、平地は別ですが。こういう場合、一番問題になっている今ＪＲのリニア新幹線の工事で、瑞浪市内では地下水位の低下、また井戸水がかれて大変話題になっております。また、自然に対する影響もかなり心配ではございます。この環境調査、18年前に行ったのかどうかということは別にして、今回もきちっとその調査をしていただき、環境に不備がないようにしていただけることと思い、次の質問に入ります。

本巣市を通るこのトンネル工事、こういった工事で根尾川も横断する、また北部地域の山の中を通過する、このトンネル工事で一番危険な地下水がなくなる。昨日の一般質問でも、自然の体系が崩れても地下水がなくなっていくというときに、こういう人工的な構造物、こういうことで影響を受けるというのはとても我慢ができるものではございません。

また、岐阜県は、二千数百億円という工事費の３％が岐阜県の負担になっております。ということは、我が本巣市にも多少なりともそういう影響が、予算的な影響も出てくるかと思われます。そこで、この自然環境に対する地域の影響についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

自然環境に対する影響についてお答えいたします。

独立行政法人水資源機構から、平成21年７月に木曽川水系連絡導水路事業環境レポート（案）が公表され、地下水の水位について環境影響予測が行われております。この環境影響予測では、導水路トンネルの工事及び工事完成後の導水路トンネルの存在により、トンネル周辺の地下水の水位が影響を受けるおそれがあることから、地下水の水位変化について調査、予測及び評価を行っていくとされております。これにより、地下水の水位が低下する可能性があることが予測される場合は、状況に応じて必要な環境保全措置を検討していくとされています。本市といたしましては、独立行政法人水資源機構に対し、地下水やその他の環境などへの対策について確実な対応が図られるよう要望していきたいと考えております。

〔８番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○８番（澤村　均君）

いずれにしても、これから注意をしながら見守っていかなければならないということで、次の質問に入らせていただきます。

市営バス（通称もとバス）での市民の生活の移動手段についてということで質問をいたします。

近年では、大阪のほうでは運転手の不足から路線バスが撤退をする、こんな報道もありました。今回、広報紙では市営バスの路線図、停留所や時刻表が配られました。この路線図を見ておりますと、高齢者が停留所へ行く、例えば１つの自治会で１か所しかない停留所、ここまで行くことすら困難だと思われます。全ての市民の皆様の要望を満たすことは無理かと思いますが、最初に市営バスの路線図、停留所の時刻表、こういった停留所を増やしたり、時刻表、また便数を増やす、なかなか大変かと思いますが、こういうことは可能なのかお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、市営バスのバス停留所が高齢者には遠いところもあるので、停留所を増やせないかについてお答えをさせていただきます。

本巣市市営バスの運行経路やバス停留所につきましては、旧根尾村で運行されていた根尾自主運行バス、旧本巣町で運行されていた行政福祉バスササユリ、合併後に糸貫地域及び真正地域で運行を開始したもとバスの運行ルートを基に、バス停の利用状況や地元自治会からの要望により、本巣市地域公共交通活性化協議会において新設や廃止の検討などを協議しております。市営バスの運行ルートにつきましては、利用者の利便性を見て、平野部では１週当たりの運行時間を１時間、山間部では運行時間２時間を目安としてルートを設定しております。新設のバス停留所についての個別

の要望に対応いたしますと運行時間が長くなり、運行本数の減便につながってしまいますので、地元自治会で協議の上、より多くの方が乗車できる位置を設定して要望をいただき、その上で対応できるか否かを検討しているところでございます。

〔８番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○８番（澤村　均君）

今回この質問をいたしましたのは、本巣北部地域の方からの電話がありました。時刻表の変更によって、今まで行けていた診療所までが通えなくなった。これはもう切実な問題でございます。こういったことを市民の皆様が知らないまま、アンケートは取ったんでしょうが、時刻表の変更、また減便、こういったことに対してもう少し細かい配慮が必要ではなかったかと思い、次の質問に入らせていただきます。

この市営バスに係る総予算をお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、市営バスに係る総予算についてお答えをさせていただきます。

本巣市市営バスの令和６年度の当初予算につきましては、根尾地域では1,640万9,000円、根尾地域以外では1,900万2,000円であり、総額約3,500万円でございます。

また、根尾地域ではバス車両２台、ハイエースタイプを１台保有。根尾地域以外ではバス車両を３台保有しており、更新期においては、バス車両は最大1,700万円、ハイエースタイプは500万円の予算を計上しているところでございます。

〔８番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○８番（澤村　均君）

この予算には、バス本体の車両価格等は入っていないと思われます。今、本巣市では高齢者のタクシーチケット配付やら、そういう二重三重に手厚い手段を取っておられますが、二重になっているのではないかと思い、また皆様の要望どおり路線なりダイヤが組まれていない、かなりな無駄があるように思われます。

そこで、市長さんにお尋ねをいたします。今回、思い切ってこういった二重のサービスをやめ、タクシーチケットの配付に切り替えてはどうかということをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原　勉君）

それでは、御質問のタクシーチケットの配付に切り替える考えはということについての御質問にお答え申し上げたいと思います。

冒頭のほうで議員が問題提起されておりました、いわゆる近年の運転手不足というようなこともお話が出ておりましたけれども、運転者不足というのは、これは慢性的に運転者が不足するということに加えまして、いわゆる働き方改革ということで、運転手の労働時間の規制というだけではなくて、バス、タクシー、トラック、こういった公共交通業界全体の人手不足というのが今起こっておりまして、バスがなくなったりとか、路線がなくなったり、それからタクシーに切り替えるというようなことでこういった運転手不足というのが解決するのかというと、なかなかそういうわけにはいかないというふうに思っております。

時代の流れというんですか、働き方改革でやっぱり運転手も同じように休みをいただきながら、勤務時間も短い時間の中で働くということが求められているという状況でございますので、そんなことから運転手不足というのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに個人的にはそう思っております。

それでは、本論のほうですね、今お話ございました。本巣市は４つの町村が合併をいたしまして誕生したということから、先ほど総務部長がそれぞれの市営バスのいきさつというか、今までの経緯をお話ししました。根尾ではどうだったか、本巣地域ではどうだったか、それから糸貫、真正ではということでお話をさせていただきました。そういったようなことにおいて、もともと旧町村ごとに地域特性が異なって運行されてきておりまして、またそれぞれ住んでいる方々の人口構成、そしてまたバスを使う使い方もいろいろ変わってきておりますので、通勤・通学への利用だとか、それから今の病院等への通い、買物への利用などというようなことで、それぞれ各地域でそれぞれバスへの需要というのが違っているということで、市民の皆さん方のいわゆる公共交通に対する要望というのも様々でございます。

そういったことから、本巣市では多様なニーズに対応するということが必要だということで、そのために地域特性に応じた地域公共交通を整備して、市民の移動手段を確保するということを必要だということでやってきておりまして、今でも鉄道、バス等々の、そしてまたタクシーも使いながら、こういった多様な公共交通の手段を提供して、こういったこの地域のいわゆる市民の皆さん方の外出の支援に努めてきているところでもございます。

こういったことから、今後もやはり鉄道とかバス等の公共交通ネットワークをこれからも維持していきたいというふうに思っておりまして、市営バスをタクシーに切り替えるということは現在考えておりません。

鉄道、バスといったサービスではカバーし切れないエリア、それぞれバスや鉄道もない、そういったところで、どうしても外出の足が欲しいというような方、そしてまた車もないというようなことで車も運転できない、そういった方々をやっぱり我々としては支援していく必要があるというよ

うなことから、本巣市ではこういった移動制約者に対しましてタクシー乗車券、タクシーの助成をいたしております。今までも、高齢者タクシー事業助成事業ということで現在もやっておりますけれども、75歳以上の人を対象にということで年齢制限もございますけれども、そういったことを対象にはやっておりまして、今後も二重投資になっているんじゃないかというような話もありますけれど、それは私は二重投資になっているというのを思っておりません。

やっぱり、タクシーのほうは75歳以上という、いわゆるなかなか外出が困難なそういった方々を、車を持っていないという方々を支援してきているということでありますので、タクシーに切り替えることによってこういったものが全部解消されるかというと、なかなか通勤・通学、そしてまた買物、そして病院への通いというようなことがカバーできるとはとても思えませんし、先ほど来冒頭にお話がありましたように、運転手がまずそこまでそんな多くの方々がおるわけでもございませんので、やはり公共交通というのをこれからもますますこういう時代になってきましたから、私は逆に公共交通がもうどんどんどんどん必要な時代になってきているというふうに思っておりまして、今後もこういうタクシー利用助成事業というようなことをやりながら、様々な公共交通手段を使いながら、市民の皆さん方の外出の支援の足の確保というのに今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

〔８番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

澤村君。

○８番（澤村　均君）

なかなか難しい問題ではありますが、本巣市も合併以来20周年、また新しい庁舎も建ち、統合して合理化をされていく、市民の貴重な税金を大事に使っていくという観点から、もう一度こういう市民の交通機関というんですかね、改めて考え直す、そういう時期が来ていると思われます。どうか市民の意見を聞き入れた、また新しい交通体系を模索するのも一考かと思い、次の質問に入らせていただきます。

同じようなことで、樽見鉄道の時刻表で北部地域だけが減便になった。これも新聞紙上で大きく取り上げられておりました。毎年6,000万という多額な補助金を出している樽見鉄道ではございますが、子どもたちの通学、また通勤など、減便になったことに対して、使いにくくなったという方の意見が届いている以上、これは検討しなければならないと思います。今回のこの樽見鉄道の時刻表の変更、また減便についてお尋ねをいたします。

○議長（大西德三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

樽見鉄道へのダイヤ改正の要望は、樽見鉄道株式会社に直接要望をいただくことになっておりま

すけれども、市へ要望を持ち込まれた際は、樽見鉄道株式会社に対して要望事項をお伝えするとともに、市全体の公共交通の議論を行う協議の場となります本巣市地域公共交通活性化協議会で情報共有を図っております。

今春のダイヤ改正では、神海駅の機器の老朽化により行き違い運行ができなくなったことが起因していると樽見鉄道株式会社から報告を受けており、機器の修繕には約３億円が必要なため、運行経費とのバランスを鑑み、小・中学校、教育委員会、通学バス運行委託会社と協議を重ね、今春のダイヤ改正に至ったところでございます。また、高校生の通学においても、地元の自治会長を通じてダイヤ改正への意見を反映していただいております。

いずれにいたしましても、樽見鉄道の経営は、少子化による学生の減少や道路網の整備による鉄道離れなどによる厳しい経営環境の中、沿線５市町からの運営補助金、国・県からの設備修繕補助金及び通勤・通学の定期収入や定期外収入により運営されております。通学はもとより、市内・市外を結ぶ重要な公共交通機関の一つであると認識しており、今後とも経営努力を樽見鉄道にお願いしていくとともに、施設老朽化に係る中、中・長期的な支援についても今後沿線市町と協議してまいりたいと考えております。

〔８番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○８番（澤村　均君）

今回のこの苦情といいますか、要望といいますか、この上げられた方にとって、この今の神梅駅の機器の修繕、３億円かかるという、こういった説明が全くなされていなかったためにこういう意見が出たと思われます。どうかこういう鉄道と市のキャッチボールですかね、もうちょっとはっきり市民の人に分かるような説明をしていただけるとありがたかったかなと思い、次の質問に入らせていただきます。

今朝の中日新聞、先ほど読みましたら、岐阜市の自治会の参加者数が63％から、この１年で53％、１割ほど減ったという、この自治会加入率ですね。ただ自治会の加入率が減っただけなら問題は何もないんですが、高齢者が増えて、５月15日の新聞には高齢者６万8,000人が孤独死した、これ警察庁の発表であります。１年間でこれほどの方が孤独死している。これは本当に驚きでした。そういったことを思いながら、この本巣市でも自治会の問題、高齢者の問題について二、三お尋ねをいたします。

まず、本巣市の独居老人、高齢者の見守り状況についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、単身世帯の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、見守り活動が重要であると認識しております。本市における見守り活動の状況でございますが、現在、市社会福祉協議会や各地域の民生委員、地域福祉協力員による定期的な見守り活動をはじめ、市内40の地域見守り協力事業所などの協力を得ながら、地域見守りネットワークを構築しております。

このほか、急病や事故等の緊急時など、容易に通報することができる緊急通報システムを無償で貸与しておりますが、この装置は緊急時の通報のみならず、常時コールセンターへの相談通話も可能となっており、単身世帯の高齢者の見守りの一助を担っております。以上です。

〔８番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○８番（澤村　均君）

この通報システム、私も一応電話番号が入っており、愛知県のほうから電話がかかってくる、これも二、三ありました。携帯は片時も手放さない、そういう状況でございます。こういった私たちの今いるところの班でもそうですが、独居老人、班で班長さんはじめ、うちの町内にはここに１人いる、２人いるということは把握しております。これも自治会に入っているからであり、また入っていない方の見守りがどうなっているかということで、今お尋ねをいたしました。

この自治会と市民の生活についてでありますが、自治会に入っていない高齢者はおられるのかをお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、自治会に入っていない高齢者はいるのかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

自治会とは、一定の区域に住んでいる人々が、地域住民の自主的な意思に基づきつくられた任意の組織でございます。毎年、県が自治会の加入率を調査しており、自治会長会におきまして市から自治会に依頼し、全体の加入世帯数を調査しております。その結果、令和６年４月１日現在、本巣市におきましては85.5％と、21市の中でも２番目に高い加入率ではございますが、御質問のありました高齢者の自治会加入率につきましては把握していないところでございます。

〔８番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○８番（澤村　均君）

この高齢者の見守りと一緒にちょっと考えていただきたい問題があって、この質問をつくりました。

自治会に入っていない人は、自治会の焼却ごみをそこに出すことができない、こういうことを最近聞き大変驚いております。市は自治会に対してある程度予算を出して、この資源ごみとか生ごみの収集やら管理を委託している、そういうことでございます。自治会に入っていない、またやめられた方たちがこのごみをどうしたらいいかというと、大野町のセンターまで自分で運ぶ、証明書をもらって運ぶわけですが、こういったことが、何て言うんですかね、市民の権利を主張するとまたあれなんですけど、この自治会に入っていないメリット、デメリット、こういうことがはっきり出てきました。

若ければいいんですが、お互いに高齢者同士で生活していて、免許証がなくなったときにこういう問題がどうなるか、これを真剣に今考えていかなければならないような気がします。

例えば、自治会にあるごみの収集場所、ここまで行かないとして行けない状態があったときに、私も議員になった折、前の生活環境の部長さんでしたかね、いろいろお願いして、個人的な集配はできないけど有償ボランティア制度というのをつくっていただいて、それを有効に使う、こういうことでした。ただ、この有償ボランティア制度、自治会に入っていないと使えないのかということも考えますと、これちょっと本当に大変な問題ではあるなと、これは真剣に考えていかなければならないと思います。

そこで、このことは要望になるだけですが、自治会に入っていない方々の災害時の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

災害時には、自分で自分を守る自助、地域の人たちと助け合う共助、公的支援を行う公助、この自助、共助、公助が互いに連携し、一体となることで被害を最小限に抑えることができるとともに、早期の復旧・復興につながるものと考えております。

現在、本市では、単身世帯の高齢者や障がい者など災害弱者を対象とする避難行動要支援者名簿を作成するとともに、この名簿を基に避難支援等実施者や避難先等の情報を記載した個別避難計画を作成し、災害時や災害発生のおそれのある有事の対応に備えているところでございますが、この個別避難計画の作成に当たりましては、対象者の家族、親族をはじめ、日常の支援者、自治会などの地域住民との連携による作成が必要不可欠でございます。議員御質問の自治会非加入の高齢者の対応につきましては、共助となる地域の自主防災組織である自治会等との連携を密に図りながら、避難支援等の実施者、協力者の選任を支援するとともに、個別避難計画の作成につながることで、有事の対応に備えてまいりたいと考えております。

〔８番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○８番（澤村　均君）

今日のその新聞によります岐阜市の自治会数が減った、入会者数が減ったというところで、そこでどうなったかというと、市の職員が自治会のお仕事の手伝いに職員が自治会に入る、自治会に支援に行くという、そういった記事が載っております。結局、入ろうが入らまいが市が支援するということには、全く関わりができないわけじゃなくて、関わらなければいけない問題ではないかと思います。

これは本当に皆さんの、今まだいいですけど、高齢者になったときに心配で生活ができないようなこういう自治会また市では駄目ではないかと思います。どうか真剣に、もう自治会について話し合うときが来ているのではないかと思い、この質問を終わらせていただきます。

最後の質問になりますが、県の、昨日もありましたが、Ｇ－クレジット制度の林業家の支援についてお尋ねをするものであります。

本巣市の森林組合が県の登録を受け、森林のほうやスマート林業を進め、災害に強い里山をつくり、森林整備を高めていくことになったということであります。例えば、市の発注業者などにこのクレジットの購入をしていただけるような、こういうポイント制度を県ではやっておりますが、こういうポイント制度をつくって、業者の方の啓発をしていただけることはできないかとお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えをさせていただきます。

Ｇ－クレジット制度は、岐阜県独自の森林由来のカーボンクレジット制度でございます。このカーボンクレジットとは、企業が森林の保護や植林、省エネルギー機器購入などを行うことで生まれた二酸化炭素などの温室効果ガスの削減効果をクレジットとして発行し、他の企業などとの間で取引できる仕組みで、昨年11月からスタートしております。Ｇ－クレジット制度を創設した岐阜県においては、県発注の公共工事において、工事完成後の評価の段階でＧ－クレジットを購入した企業に対して加点する措置を設けています。同様のインセンティブを市の制度の中で考えますと、総合評価落札方式による入札の段階で評価点に加える方法や、県と同じく工事完成後の評価段階で加点する方法が考えられます。

しかしながら、前者の方法では、そもそも対象となる工事件数が少ないという問題があります。また後者の方法では、現段階において一部の事業課において試行的に評価をしているのみで、工事業者にとっては実質的なメリットが得られにくいという課題があります。Ｇ－クレジット制度の本格的な運用は始まったばかりであり、認証の登録者数がまだ６件と少なく、またカーボンオフセットの需要がどの程度あるか予測し難いのが実情ですので、市としてのクレジット購入促進の仕組み

づくりについては、今後検討してまいりたいと考えております。

〔８番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

澤村君。

○８番（澤村　均君）

一番大事な環境、空気をきれいにする、そういったこのＧ－クレジット制度でございますが、本巣市でこの対象となる企業がどれほどあるかをお尋ねをいたします。

○議長（大西德三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えをします。

御質問の内容は、市の発注工事業者数はどれほどあるかという解釈を基に、令和５年度の工事発注件数をお答えさせていただきます。

令和５年度の工事発注件数は、一般競争入札方式58件、総合評価落札方式１件、指名競争入札56件の計115件で、65社と契約をしております。

〔８番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

澤村君。

○８番（澤村　均君）

今後ともこういった企業さんの力を借りて森林整備に予算がつぎ込めるような、こんな制度を有効に使えるような制度をどんどん市のほうがバックアップしていただければと思います。

一般質問はこれで終わりなんですが、最後に、今の世界情勢を見ております。2022年のロシアのウクライナ侵攻、また、2023年にはイスラエルのパレスチナ・ガザ地区に地上侵攻や空爆により、ともに大勢の人が犠牲になっております。日本の近隣では、中国の台湾に対しての圧力が強まっており、また安心して日本に暮らせる、そのためには政治と暮らしを真剣に若者たちと考えていかなければならないと思います。

この少子高齢化の時代、市民、皆さんが安心して暮らせる、そんな本巣市づくりのために、私も多少なりとも力を注いでいきたいと思い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西德三郎君）

続いて、９番　髙橋勇樹君の発言を許します。

○９番（髙橋勇樹君）

議長にお許しをいただきましたので、今回提出させていただきました通告書によります３項目、７点の質問をさせていただきたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初の質問は、ふるさと納税についてということで、ふるさと納税については何度も何度も一般質問をさせていただきまして、今までの経緯もありますけれども、今回させていただく理由としましては、本市のふるさと納税の寄附額は今までぐんぐんぐんぐん伸びてきました。ただ、最近はその伸び率が非常に悪いということではなくて、かなり縮小傾向にある。その中で、やはりここでてこ入れをしないと、今回の予算にも入っております10億円という額は超すことができないと私は考え、質問をさせていただきました。

まず一番最初ですけれども、てこ入れをされたんだなというふうに僕は４月になって思ったんですけれども、今回、ふるさと納税の中間業者さんが変更となりました。この変更した中間業者さんのホームページを見ますと、県内の業者さんということで、従来の業者さんは東京のほうですかね、都心のほうにある業者さんだったんですが、今回は岐阜県内にある業者さんを選定されて、そこを見ますと、令和４年度の実績になりますが３自治体と契約をされておりまして、その寄附受入額が合計61億円という形で、平均すると普通に20億というような形ですごいいい会社さんなのかなというふうに私は思っております。

そういった中で、その中間業者さんの変更理由と前業者さんとの違いをお尋ねしていきたいと思います。企画部長、よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、中間事業者の変更理由と前事業者の違い等について御答弁申し上げます。

ふるさと納税の全国の寄附金受入額は年々増加傾向にございまして、令和４年度の寄附額は9,000億円を超え、令和５年度には１兆円の大台に乗るとも報道されており、地方公共団体がこぞって寄附額確保のために様々な工夫を凝らしているところでございます。

本市といたしましても、寄附額を伸ばすことに加え、事務負担の軽減と効率化を図るために、令和３年度に寄附金の受入業務、返礼品の発送及び配送に関する業務、寄附に関する問合せ対応、またふるさと納税ポータルサイトの更新業務、返礼品の開発やＰＲ業務、寄附金受領証明書等の証明書の発行、発送業務など、寄附金の受入れに関する業務と証明書の発送に関する業務について業務委託を行うとともに、ふるさと納税に対する返礼品の拡充であったり、返礼品を提供いただける協力事業者の開拓、本市の返礼品を掲載するふるさと納税ポータルサイトを増やすなどの対策を進めてきたところでございます。

しかしながら、先ほど議員申されましたように、令和３年度まで顕著に伸びてきた本市の寄附額は、令和４年度に初めて前年度を下回ることとなりました。このため、本市のふるさと納税の寄附額を確実に伸ばしていくための対策を探るため、令和５年度にふるさと納税の運用代行を行っている複数の事業者とミーティングを行いまして、本市の現状と課題を分析いたしましたところ、近年

多くの寄附者が利用しているポータルサイトで、本市の寄附者の割合が全国と比較しますと大変低調であること、また様々なポータルサイトで実施している特別なイベント、例えばポイントキャンペーンの際の取組が不十分であること、またサイト内に掲載している返礼品の写真や記事のブラッシュアップの頻度が少ないことなどが指摘されました。

そこで、各社から指摘をされた本市のふるさと納税施策において不足している点を改善し、寄附額を増やすため、全国にふるさと納税の寄附者の利用件数が多いポータルサイトに対して戦略的な取組が行えて、常に市場を分析し、ポータルサイトなどの情報更新を加え、より精度の高いプロモーションや販売促進の立案、運用も行い、さらには、先ほど来話がございましたが、飛騨地域の自治体を中心にふるさと納税の運営代行業務で大きく実績を伸ばしたということで、岐阜県の寄附の特徴や事情にも大変精通しているということなどを考慮し、県内の事業者へ変更したところでございます。

〔９番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○９番（髙橋勇樹君）

ありがとうございました。

そうですね、非常に先ほど部長も言われたように、岐阜県に精通している、そんな業者さんということで、非常に密にやっていただけるんじゃないかなというふうに期待をされるところでございますし、その中間業者さんのホームページを見させていただきますと、もともと大手の通販サイト、ポータルサイト、10年勤められたお二方が独立して飛騨地方のほうで会社を起こされて、この中間業者になられたわけですけれども、本人たちもそこで物販だったりとか、直接地域での事業者として仕事をされていることで、中にもデザイナーだったりとかカメラマンがいて、これから本巣市のふるさと納税の見せ方というのも大きく変わっていくんじゃないかなというふうに思います。非常に期待したいところでございます。

続きまして、そんな中間業者さんに変わったからこそ、非常に密にやってくれる中間業者さんだからこそ、今、はやりではないですけれども、各自治体でもやっておりますけれども、クラウドファンディング型のふるさと納税というものがありますが、このクラウドファンディングを活用したふるさと納税も本市では考えていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。その推進の動きを企画部長にお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、お答え申し上げます。

自治体が実施するクラウドファンディング型のふるさと納税、いわゆるガバメントクラウドファ

ンディングについて簡単に概要を申し上げますと、自治体が抱える課題解決のため、ふるさと納税の仕組みを活用して、寄附金の使い道を一般のふるさと納税よりより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みのことでございます。

近年、先ほど申されましたように、ふるさと納税はどんな返礼品をもらえるかという視点から寄附される方が多く、未来のふるさとを応援するという制度本来の趣旨が希薄化しておりますが、ガバメントクラウドファンディングはプロジェクトの内容から寄附先を選ぶ仕組みとなっておりますので、返礼品ありきで寄附先を選ぶといったことから、寄附金の使い道から寄附先を選ぶという、寄附者の社会に対する関心と社会貢献の意識を高めるといった意味で意義があり、自治体側にとっても事業の周知が図られ、さらにはシティプロモーションへつながるといった期待ができるものとなっております。

ただし、このガバメントクラウドファンディングにつきましても留意すべき点がございまして、通常のクラウドファンディングにおいて８割弱の提案事業が調達目標額に達成できていない状況と言われる中、全国的に本仕組みを活用する事例が多くなっており、プロジェクト内容に対する調達目標額の設定の甘さであったり、市町村間での同様のプロジェクトの乱立などによって調達目標額を達成できないプロジェクトが多数見受けられておりまして、実施に当たっては市場調査を行い、どこに寄附者の共感を呼ぶかが求められ、単なる財源確保として寄附金を求める場合は効果が期待し難いとも言われております。

本市では、これまでガバメントクラウドファンディングを活用した実績はございませんが、現在本市の寄附金の充当先として９つの事業を上げており、この中でも根尾川花火大会と市制20周年記念事業については、具体的な使い道として上げております。令和５年度の両事業の寄附額は、根尾川花火大会では1,400万円、市制20周年記念事業では250万円を超える寄附が集まっており、事業を実施する上で貴重な財源となっております。

ガバメントクラウドファンディングは、一般的なふるさと納税同様、財源確保の取組として有効な手法の一つと考えられます一方で、先ほど述べました留意すべき点もございますことから、制度を活用するに当たりましては、引き続き本市が抱える特有の地域課題を分析するとともに、他自治体の成功事例や、いかに寄附者の共感を得るかといった市場調査を実施した上で、ガバメントクラウドファンディングを活用して解決ができるようなプロジェクトがございましたら、事業担当課と連携を図りながら、活用に向けて検討してまいりたいと考えております。

〔９番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○９番（髙橋勇樹君）

ありがとうございました。

非常にこのクラウドファンディング型ふるさと納税というのは、未達成の自治体が非常に多いということでお答えをいただきました。確かにそうかなと。本当に今、ふるさと納税で納税される方

のほとんどが返礼品目的というような形なのは私も大体分かるんですけれども、そこを超えるプロジェクトだったりとか、そういったものを期待したいところでありますが、逆にですね、クラウドファンディングを起こすということの逆をやっている方がいらっしゃるんですね。あんまり自治体名は言いませんけれども、やはりふるさと納税3.0という言葉ができた、つくった自治体がありますが、そこはクラウドファンディングをするために企業を先に誘致をして、企業を誘致してクラウドファンディングをするという逆のことをやっております。そういったこともちょっと荒業にはなるかもしれませんけれども、そういったことも視野に入れながら、今後ふるさと納税をぐんぐん伸ばしていただきたいなというふうに思います。

それでは、１項目め、最後の質問でございますが、先ほどちょっと私もちらっと言ってしまいましたけれども、今年度の目標と予測を企画部長にお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、今年度のふるさと納税の目標と予測についてお答え申し上げます。

本市の今年度のふるさと納税の寄附額の目標額につきましては、当初予算に計上しておりますとおり10億円としております。この目標を達成するために、今年度からふるさと納税の運営を代行しております、先ほど来あります中間事業者を見直したといったことをはじめ、精力的な取組をしておりまして、例えば市内のふるさと納税協力事業者やふるさと納税の返礼品を新たに提供したいと考えている事業者向けのふるさと納税の勉強会を４月25日に開催し、さらに同勉強会終了後には事業者向けの個別相談会を実施するなど、事業者に対してもこれまでにないきめ細やかな対応に取り組んでいるところでございます。

また、本市の特徴を分析し、本市の返礼品として潜在的可能性が高いと考えられる農産物の種類や、新たな事業者を開拓するため積極的に市内の農業従事者の元を訪問し、協力をお願いしているところでもあります。

御質問の今年度の予測につきましては、まだ２か月しか経過しておらず、分析を行うための基となる情報が十分収集できない状況でございますが、直近にて集計が完了しております本年４月の寄附額は1,900万円を超え、前年の10月に行われました、総務省がふるさと納税制度の基準を改正しておりますけれども、基準改正前の返礼品として認められておりましたゴルフボール、これは現在取り扱っておりませんが、それらなどの一部返礼品が取り扱えなくなった状況下の現在でございますが、取扱いが可能であった前年４月同期と比べまして100.7％と健闘しております。僅かではございますが、前年の状況を上回っているという状況でございますので、これも中間事業者を見直しをした効果も出始めているのではないかというふうに考えております。

今後につきましても、目標額以上の寄附を受けられるよう、本市の潜在的可能性の高いと考えられる返礼品の拡充であったり、新たな返礼品提供事業者の開拓に向けて、事業者に対するきめ細や

かな対応に努めるとともに、ふるさと納税ポータルサイト内に掲載している写真や記事の効果的なブラッシュアップを図ってまいります。さらには、寄附額を多く集めている自治体が導入している先進的事例についてさらに調査・研究を進め、多くの方から寄附がいただけるよう様々な取組を実施し、寄附額を伸ばせる取組を進めてまいりたいと考えております。

〔９番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○９番（髙橋勇樹君）

ありがとうございました。

ぜひ10億円を達成するために、この中間業者さんとタッグを組んで、しっかりとスクラムを組んで、また農業者さん、ふるさと納税返礼品を提供してくださる方々とともに目指していただければと思います。本当にふるさと納税は、この本巣市の財源確保だけでなく、やはり農業者さんの売上げ貢献にも大きくつながるものだと私は思います。ぜひぜひ、10億円どころか、それ以上見ていただけることを期待したいと思います。

それでは、これで１項目めの質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、民間の企業の事業継続計画（ＢＣＰ）について３点質問をさせていただきたいと思います。

今回、このＢＣＰの質問に入らせていただく理由としましては、今回令和６年能登半島地震の経験と、また私も４月の中旬に能登の地にお邪魔をさせていただきまして、ボランティア活動を２日間させていただきました。その中で、１日目が復興のお手伝い、瓦礫撤去だったりとか、今会社を停止中の会社、会社を今やっていないというか、震災でできなくなった会社さんにお邪魔をして、その会社さんの復興に携わるお手伝いをさせていただきました。

その中で、そこはもう中小企業さんでした。小さな小さな印刷会社さんでした。旦那さんと奥さんとで経営をしているそういった会社さんでございましたが、その会社さんもこのＢＣＰの事業継続計画さえできていれば、もしかしたらもっと早く復興、復興というか事業を再開できたのではないかなというふうにお二人とお話をさせていただきました。

そういう経験から、今回の質問をさせていただくわけでございますが、このＢＣＰ策定におきましては、そういった災害だけでなく、コロナのようなパンデミック、また日本では非常に少ないんですけれども、テロなどにより緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とすることができる、そんな計画だと私は考えます。企業の早期復旧は、行政としてもまちの復興に大きく影響を与え、早期復興にもつながると考えることから、質問に入らせていただきたいと思います。

市内民間業者へのＢＣＰ策定はされてきたかという質問ですが、ちょっとごめんなさい、その前に、これもちょっと帝国データバンクから情報を引っ張ってきたわけなんですけれども、ＢＣＰの策定は、これは日本全体ですけれども、これは大・中小企業さんに質問されたわけですけれども、

アンケートを取ったわけですけれども、策定しているというところが18.4％で、現在策定中というのが7.5％と、ほぼほぼ４分の１ぐらいが今策定中または策定されているというような企業さんです。残り４分の３はこのＢＣＰを策定されておりません。

もちろん、市におきましては、この事業継続計画はもう既に対応されておりますが、まだまだ企業さんには浸透していないというところで、この本巣市の防災計画の中にも、ＢＣＰ策定におきましては企業さんには積極的に啓発していくというような内容も書かれております。そうですね、本巣市地区防災計画の中の企業防災の促進のための取組、ＢＣＰ策定促進に普及啓発活動というところがありまして、企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について積極的に啓発していくという一文がございます。そういったことも含めて、この２項目めの１つ目の質問、市内民間業者へのＢＣＰ策定推進はされてきたか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、市内民間企業へのＢＣＰ策定の推進につきましてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、災害発生時には企業の事業所等も被災するため、従業員の安全確保と事業継続に備えた取組、いわゆる企業防災を実施する必要があります。企業防災を促進するため、災害発生時に企業が果たす役割といたしまして、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、早期復旧、地域貢献、地域との共生があり、これらの役割を十分に企業に認識していただき、災害時に重要業務を継続するため企業による事業継続計画、いわゆるＢＣＰの策定を推進する必要があります。

現在、商工会におきまして、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、想定される自然災害を把握した上で、緊急時の対応方法や事前対策の取組を計画する事業継続力強化計画の作成を支援しております。ＢＣＰは、自然災害等の不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順を示した計画であり、それに対しまして、事業継続力強化計画は幾つかの簡易的な事前対策に絞り込みましたＢＣＰの入門編のような位置づけであり、中小企業や小規模事業者にとって取り組みやすい内容となっております。今後も商工会と連携し、事業継続力強化支援事業としまして、小規模事業者に対する災害リスクの周知や防災・減災に係るセミナーの開催等により、事業継続力強化の取組を行ってまいりたいと考えております。

〔９番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○９番（髙橋勇樹君）

ありがとうございました。

積極的に今後もお願いしたいところでございます。

続きまして、２点目、市内企業のＢＣＰ策定意向の調査はされてきたかという質問をさせていただくんですが、非常に今回の、先ほどの帝国データバンクの中で大企業は非常に前向きなんですが、中小企業というのがこのデータによりますと非常に策定率が低く、意向もかなり少ないということで、全国的には。一応市内もこういった調査がされているのかどうか、ちょっと総務部長にお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、市内企業のＢＣＰ策定意向調査につきましてお答えをさせていただきます。

先ほど議員のほうから、帝国データバンクでの結果が述べられましたが、令和４年１月から２月に内閣府が実施しました実態調査によれば、ＢＣＰ策定率は大企業で約７割、中小企業で約４割という状況でございました。以前よりは中小企業のＢＣＰの策定が進まないというふうに言われております。市内企業におけるＢＣＰの策定意向調査を行ったことはございませんが、商工会による事業継続に係る巡回指導を通じてＢＣＰの策定の意向を把握し、事業所の立地や経営状況など、各企業の環境に即した事業者ＢＣＰの策定を支援してまいりたいと考えております。

〔９番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○９番（髙橋勇樹君）

ありがとうございます。

２項目め、最後の質問でございます。

先ほど、策定に対する調査をされていないということでございましたが、きっと先ほど大企業７割、中小企業４割という形で非常に低い中で、ただ帝国バンクのデータだと大企業が大体４割弱で中小企業で15.3％という非常に低いデータで、データの差はあるんですけれども、この本市を支える中小企業、ほとんどが中小企業だと思いますが、中小企業に対しても多くて４割しか策定されていないことから、私はこれは大きな課題だと思っております。万が一災害が起きた場合、テロが起きた場合、またコロナのようなパンデミックが起きた場合におきましては、やはりこのＢＣＰが非常に効果的だというふうに思いますので、ぜひぜひそういったＢＣＰの必要性、重要性を市内の業者さんにも分かっていただければと思います。

そういった中で、３点目、市内の企業のＢＣＰ策定推進のための講習をされてはどうか、先ほど商工会との連携をというお話がありましたけれども、それを踏まえて総務部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

市内企業のＢＣＰ策定推進のための講習につきましてお答えをさせていただきます。

岐阜県では、近年被害が増加しています水害やサイバー攻撃にも対応しました新しい岐阜県ＢＣＰ基本モデル及びガイドラインを令和５年度に作成し、これらを活用しましたＢＣＰの策定や実効性の向上を支援するため、ＢＣＰ策定支援セミナー及びＢＣＰブラッシュアップ訓練セミナーを開催しております。これらのセミナーはウェブ形式で、それぞれ数か月の期間中の毎月１回平日に開催されており、忙しい企業の方も参加しやすいものとなっていますので、これらセミナーを有効に活用して、積極的に参加していただくよう周知してまいります。

また、昨年11月に市では三井住友海上火災保険株式会社と包括連携に関する協定を締結し、その連携事項のうち、防災・減災及びリスクマネジメントに関することとしまして、事業継続力強化計画やＢＣＰの策定がありますので、今後担当課や商工会と協議しながら、市ができることを検討してまいりたいと考えております。

〔９番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○９番（髙橋勇樹君）

ありがとうございました。

県が主催でやられているものだったりとか、商工会で主催でやられているもの、また、ほかは金融機関もいろいろなＢＣＰのセミナーを開催しております。積極的に市内業者さんにもお声がけをいただければ幸いかと思います。

たかがＢＣＰ、だけどされどＢＣＰだと思っていまして、非常にこの本巣市の、先日の少年の主張大会でも防災に対する思いを発していただきました、主張していただきましたお子さんたちもいることから、非常に子どもたちの中で防災意識は非常に高まってきたと、これは本巣市が今まで防災強化、子どもたちにジュニア防災リーダーだったりとか、防災士の育成だったりとか、多くの事業をやられてきた中で、この主張大会を見て大きな結果だと私は思っております。

その中で、子どもはすごく防災意識を持ってきた、我々大人が、企業の方も含めて、大人が防災意識をもっと高めるべきだということで、今回このＢＣＰの質問をさせていただきました。ぜひ共に防災意識を高める意味で、大人も防災意識が高い大人が増えることを願っております。そういったことで、２項目めの質問を終わらせていただきたいと思います。

最後、３項目めの質問でございます。

この３項目めの質問におきましては、またＤＸということで、ＤＸも何回も何回も御質問をさせていただきました。そして、昨年の４月には、本巣市ＤＸ推進計画が提示されまして、この１年がちょうどたったと思います。その中で、やはりＤＸの推進計画を見ると、やはり大枠でしか書いて

いないところでございます。やはり具体的な策、書かない窓口だったりとか、そういったものももう実際に動いておりますけれども、そういった具体性があるものをどんどん、具体的なことをこれからどんどんお伺いしたいと思っております。

この質問におきましては、今回庁舎が統合されることに伴いまして、今まで近くにあった庁舎がなくなることで不便を感じる方もいらっしゃるかと思います。そこで、やはりＤＸの推進は急務だと私は感じております。庁舎に足を運ぶ行為を軽減することにもつながりますし、行政手続にしましても、総務省が提示しております対象手続一覧の中で最も処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化、効果が高いと考えられる手続というものを通告書には書かせていただきましたが、こんだけばっと総務省が掲示しております。この掲示している一覧で、この中には市の担当する市外の、例えば消防署であったりとか、警察とか県だったりとか、そういったものも含まれておりますが、この手続、総務省が上げている手続の中でどれだけ進んでいるかということを今回企画部長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、お答え申し上げます。

先ほど来議員御指摘のように、庁舎の統合に伴いまして、新庁舎が現在の最寄りの庁舎より遠くなるなどの理由から、庁舎に直接行くことが統合前より不便に感じる市民の方もおられると思います。このように、庁舎が遠いことで不便を感じる市民はもとより、各種手続がオンラインで行えることは市民サービス全体の利便性の向上につながるため、本市におきましてもマイナポータルや昨年国の採択を受けたデジタル田園都市国家構想交付金で導入いたしましたノーコードツール等を活用して、各種手続のオンライン化を推進しているところでございます。

処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化、効果が高いと考えられる手続として、先ほど議員が上げられました23の手続のうち、市が所管する手続につきましては、その一部を含めまして、現在マイナポータル等で50件の手続をオンライン化しているほか、そのほかに図書館の図書貸出予約でありますとか、社会教育施設の予約につきましては、個別のウェブサイトで手続ができるようになってございます。

また、ＤＸ推進の中核となる職員を養成することを目的に昨年度から取り組んでおりますデジタル人材育成事業において、今年度は各課が所管する手続のうち、オンライン化が可能である手続の洗い出しを行いまして、行政手続のオンライン化をさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

〔９番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○９番（髙橋勇樹君）

ありがとうございました。

非常に進められているところではあるかと思いますが、やはり目に見えてこれからのＤＸの推進計画等も含めて何をするかというものを、我々議員だったりとか市民にも広く目に見えるものもつくっていただければ幸いかと思います。

今回質問させていただいたのはごく一部です。オンライン化を推進するための住民等の利便性の向上や業務の効率化、効率が高いと考えられる手続について質問をさせていただきましたが、実はここにおきましては、庁舎が統合するので本当に急務だと、何回も言いますがこれは急務です。既に半分以上、８割以上できているところだと思いますが、続いて、住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続というものも総務省から出ております。ここにおきましても、今後また質問させていただくかもしれませんけれども、ぜひここも全てクリアしていただけるように切にお願いをしまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。10時40分まで休憩をいたします。

午前10時20分　休憩

午前10時40分　再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開をいたします。

続きまして、10番　今枝和子さんの発言を許します。

今枝さん。

○１０番（今枝和子君）

通告に従いまして、大きく３点質問をさせていただきます。

まず初めは、少子高齢化、人口減少への対応についてです。

昨年末、国立社会保障人口問題研究所が2050年までの地域別将来推計人口を発表いたしました。この推計は、将来の人口を都道府県別、市区町村別に、2020年の国勢調査を基に、2050年までの30年間について５年ごと、男女別、さらには年齢を５歳ごとに区切り、その階級別に推計をしたものです。推計結果の主なポイントを申し上げますと、2020年と比較した2050年の人口は、東京を除く46道府県全てで減少して、そのうち11の県では30％以上もの減少となります。市区町村別の推計では95.5％の市区町村が減少、さらにはその約２割は総人口が2020年の半数未満になってしまいます。

では、本巣市の推計はどうだったでしょうか。2050年の推計人口は２万5,402人で、現在の総人口の77％までに減少してしまいます。また、日本の高齢者人口がピークに達する2040年では、総人口が２万7,264人、そのうち65歳以上の人口は１万173人。生産年齢である15歳から64歳の人口は１万3,980人となっております。

この数字からいきますと、高齢者１人を1.3人の現役世代で支えることとなってしまいます。高齢者と高齢者を支える現役世代の人口比率が１対１となる肩車社会がすぐそこまで来ています。ちなみに1960年代は１対11.2でした。

このように、少子化と高齢化、そして人口減少が同時に進む今、医療、介護、子育て、教育など必要不可欠な社会保障サービスを確保しつつも、持続可能なまちづくりへ向け、抜本的な対策を講じていかなければならないと思います。

今回、この将来推計人口の結果を本市としてどのように受け止められておられるのか、その御見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長　藤原勉君。

○市長（藤原　勉君）

それでは、2040年の推計人口の本市としての認識についてお答えを申し上げたいと思います。

昨年末、国立社会保障人口問題研究所が公表しました将来人口推計において、本市の2040年の人口は２万7,264人と推計されております。

また、第２期本巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年～令和６年度）の策定に当たり策定いたしました本市の人口ビジョンにおいて、推計した2040年の人口は２万8,002人と、いずれの推計結果も2020年の国勢調査結果である３万2,928人と比較いたしますと、今後20年で約5,000人前後減少するというふうに推計をされております。この推計結果を踏まえまして、大変なことだなとそういうふうに私自身も思っておりまして、重く受け止める認識をいたしているところでもございます。

一方で、本市の人口ビジョンでは、2015年を基準年として2045年までを対象期間といたしました将来人口推計を行っておりまして、この推計では、2020年の本市の人口を３万2,776人と推計をいたしておりましたが、実際には、先ほど申し上げましたとおり、国勢調査の人口は３万2,928人と、減少傾向にあることは間違いありませんが、変わらないんですけれども、僅かながら減少が食い止められている状況でございます。

この状況は、人口減少に歯止めをかけるべく、オーダーメード型の企業誘致造成事業による新たな雇用の場の確保ですとか、住宅取得に係る支援策のほか、子どもの医療費無料化とか、幼児園・保育園の一元化、また不妊治療費の助成など、若い世代の結婚、出産、子育て施策といった総合戦略に掲げる各種施策を着実に推進した結果ではないかというふうに考えております。

議員御指摘の2040年につきましては、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳を超える年であり、高齢化の進行によって国内の高齢化率は過去最大の約35％に達すると試算されるなど、現在の社会保障制度は維持できなくなる2040年問題として、様々な社会問題が顕著に表面化することが危惧されております。

この2040年問題は社会構造に多大な影響を与えると予測され、最も危惧されるべきこととして、

いわゆる人材不足の問題がございます。人口減少と高齢化によりまして、特に若年層の労働力が不足し、市や企業にとって、これまで以上に人材確保と確保した人材の定着に苦慮することとなり、本市や市内企業においても必要な対策を早期に計画することが重要であるというふうに考えております。

人口減少を食い止めるという、なかなかできることは難しいんですけれども、あとはやっぱりいかにこの人材を使って社会をうまく回していくという、そういったことを今後考えていかなきゃいけないということになりますと、中だけじゃなくて、外のいろいろな力もお借りするような形で、よりこれからも存続できる、いわゆる持続できる、そういった地域社会を、また地域をつくり上げていくということが最大の課題に今後なっていくというふうに認識をいたしております。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

市独自の様々な施策によって、僅かながら減少が食い止められてはいるものの、本市においても特に若年層の労働力が不足して、これまで以上に人材確保とその定着に苦慮されていくというような懸念をされているというような御答弁でした。

御承知のとおり、人口減少問題は地方財政に大きな影響を及ぼします。人口減少とそれに伴う経済産業活動の縮小によって、地方公共団体の税収入は減少します。しかし、その一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれており、地方財政はますます厳しさを増していくことが予想されます。

こうした状況が続いた場合、これまで受けられていた行政サービスが廃止または有料化されるといった場合が生じることも考えられ、結果として生活利便性が低下することとなってしまいます。さらには、厳しい財政状況の中でも、高度経済成長期に建設された公共施設や道路、橋、上下水道といったインフラの老朽化問題への対応も必要となってきます。

また、地域の経済、産業活動の縮小や後継者不足等によって、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地も増加し、空き家の増加とともに地域の景観の悪化、治安の悪化、倒壊や火災といった防災上の問題も発生し、地域の魅力低下につながってしまいます。このように具体的に懸念される影響を考えたとき、人口減少を漠然とした危機意識ではなく、自らが居住する地域でも起こり得る身近な問題として認識を共有し、地域全体として人口減少がもたらす問題に立ち向かっていくことが喫緊の課題であると強く感じます。

現在、国においても、本市においても、出生率の上昇へは児童手当の拡充や教育費の無償化など、政策的に様々な支援を行っていただいており、その効果を期待するところではございますが、生産年齢人口の増加に至るには、生まれたお子さんが成人するまで18年を要し、時間のかかる長期的な手段です。そのため、喫緊の課題である生産年齢人口増加への対策は急がなくてはなりません。

そこで、日本で能力を発揮したいと望む外国人との共生というものが選択肢の一つになるのではないかと考えますが、外国人材の受入れについて、本市ではどのようにお考えでしょうか、御見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原　勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

先ほども答弁いたしましたとおり、本巣市の2040年の人口というのは２万7,264人というのは推計されておりまして、様々な、いろんな工夫をこれからも、今もやっておりますけれども、これからもやることによって、この推計値よりかも何とか上回るようなことを考えていかなければなりませんが、やっぱり基本的にはこの人口減少というのは我が国の全体の状況でありますので、本巣市だけがどうのこうということではございませんので、なかなか厳しいことがありますけれども、少しでも現在の人口よりかも減ることを防いでいくということをしっかりやっていかなければならないというふうに思っております。

そういった中で、現有を維持するということになってもなかなか難しいところがありまして、高齢者はなかなか増えてきますし、若年層の労働力がどんどんと減ってきておりまして、本巣市におきましても、市内の企業等を含めて、こういった労働力不足というのを喫緊の課題として人材確保を図っていかなきゃならないというふうに思っております。

国におきましては、こういった人口減少に対応するということで、ロボットですとかＡＩとかＩＣＴ、そういったものを使って働き方改革とか企業の生産性の向上というようなことを人材不足に対する施策ということで推進をしておりますけれども、基本的にはこの労働力不足を解消していくためには、現在も、今既に進めさせていただいておりますけれども、いわゆる働く女性を増やすということ、また高齢者にも働いていただくというようなこと、そしてまた、外からの外国人材も活用するというようなことが必要であると言われておりまして、本巣市におきましては、先ほど来お話がありますけれども、幸か不幸か、しっかりやってきている状況もありますので、消滅可能性自治体にはなっておりませんけれども、中を見ますと、何とか市の南部地域でしっかりと人口が確保されているということで、北部地域ではもう既にどんどんと過疎化が進んできておりまして、どんどん地域の維持そのものも厳しくなってきているというのが現状であります。そういったことで、南部地域のこういった人口が今しっかりある中で、これからも総数をしっかりと確保していこうとするとなかなか厳しい、その一つの対策として、外国人材の受入れということも検討していく必要があると、十分あるんじゃないかというふうに思っております。

既に私どもの市内の企業では、外国人の雇用をもう既に取り組んでいる企業も幾つかありまして、外国人の労働力、いろいろ活用をされております。昨日の新聞をちょっと見ていましたら、今、この県内でも、もう既に岐阜県内にも４万人を超える外国人労働者が今働いているというようなこと

も言われております。本巣市も御多分に漏れず、同じように企業がそういった状況をつくってきております。今後、こういった外国人材を活用していくということが今後必要になってくるというふうに思っております。

そうした中で、ただ、外国人材にも、外国の方にも、日本に来て、そしてまたこの本巣市に来ていただいて働いていただくというようになっても、またこれから外国人も、そう簡単に来ていただける状況ではなくなってきているというふうに私は思っております。特にすぐお隣の台湾、韓国では、同じように日本よりかも既にいわゆる少子高齢化がどんどん進んできて、人口減少になってきている。もう既に台湾、韓国では、もう外国人にも門戸を開いて、いわゆる技術労働者をどんどんと、いわゆるずうっと定住を前提にした形での外国人材を活用していると。

日本が、まだまだ外国の受入れをやりながら、なかなかその定住をずうっと将来にわたって認めるということはなかなか厳しいことがありますけれども、これからはやっぱり日本も今の少子高齢化となれば、もう台湾、韓国、もう既に先行して動いていますけれども、日本もこうした外国人の労働者にも選んでいただける、そういう日本にならなければ、なかなか外国人も日本に来ていただけるというふうにはならないと思いますので、これからもやはり外国人といわゆる共生する、外国人の皆さん方と日本人がうまく支え合いながらやっていけるような、そういった社会のシステムをつくっていかなければなりませんし、また外国人にも日本に行けばしっかりとした技術も、そしてまた生活もしっかりできる、そういうことが整っているよというようなこともやっぱり考えていかなければ、簡単に外国人に何とか来てください、来てくださいと言っていても、そう簡単にはいかないというふうに私は思っておりまして、ぜひそういった外国人の雇用もしっかりと日本人の雇用と同じようなレベルでしっかりと考えて対応していくということが今後求められているんじゃないかというふうに思っております。

ぜひ、大きな課題ではありますけれども、これから地域を守り、また日本を守っていくためには、こういったことを積極的に考えていかなきゃならない時期に来ているというふうに私は思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

外国人の受入れも積極的に考えていく必要があるという御答弁でした。

ここで検討の余地はないと言われたら次の質問ができなかったところですが、次につながりましたので、ありがとうございます。

国におきましても、外国人材の活用は政府方針の柱の一つとなっております。日本経済全体の活性化のため、幅広い産業で需要が高まる高度外国人材の獲得、定着が求められており、外国人留学生の日本国内での就職率を３割から５割に向上させることを目標としております。

また、昨年、文科省が発表しました外国人留学生の就職促進についてと題した資料によりますと、日本国内での就職を希望する外国人留学生は、単一回答の調査で43.8%、複数回答可の調査では54.9%を占め、留学生の半数近くが日本での就業を希望しているとの数字が出ています。そこで、全国規模の調査結果も踏まえつつ、実際に身近な留学生の声も参考にしたいと思い、本巣市内にある日本語学校でお話を伺ってまいりました。

留学生が抱える課題も幾つかお聞きすることができたのですが、生徒さんの多くがこの学校で日本語を学んだ後、日本の大学に進学、そして日本での就職を望んでいるとのことでした。一方で、学費は母国から準備されていても、日々の生活にはお金がかかり、アルバイト先を見つける苦労や寮以外の住まいの問題などがあること、逆にうまくアルバイト先を見つけられた場合、中には信頼関係ができているその会社に就職するケースもあるとのことでした。

この日本語学校の近くにある個人商店では人材確保に苦慮をされていたのですが、人から人へと介して、やっとこんな自分のすぐ近くにいる留学生がアルバイトを探していることを知ったとの例を挙げられ、身近に情報共有の場があればとても助かるとお話をされました。

市内に日本語学校があり、留学生がいる環境だからこそ、留学中に市内企業との交流、マッチングがうまくできれば、卒業後、本巣市内の企業に就職する流れが期待できると思います。また、企業側でも人材確保につながるのではないかと思います。

また、外国人材受入れに消極的な地域企業があることも想定をすれば、企業側の意識改革へ、経営者や管理者向けの外国人材活用に係るセミナー等の開催や受入れを検討する企業に対する支援など、さらに就業率向上につながることはできないでしょうか。

先日、数年前に中国から岐阜県内の国立大学に留学をされ、日本に就職された方にお会いする機会がありました。とても紳士的な中国の方で、今では家庭をお持ちになられ、お子さんもいらっしゃいます。北方にある大手企業に就職をされたのですが、お住まいは岐阜市でした。本巣市からのほうが通勤距離は絶対に近いはずなのにと残念に思いました。その方が岐阜市を選ばれた理由は分かりませんが、本巣市を選んでもらえるメリットが何かあれば、例えば就業年数など一定の要件は必要だとは思いますが、就職後の家賃補助などがあれば、本巣市を選んでいただいたかもとも思いました。様々述べさせていただきましたが、何とかして生産年齢人口増加につなげていける施策はないかと私なりにいろいろ思案をしております。

そこで、外国人材確保の支援についてどのように本市ではお考えか、その御見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原　勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

今、今枝議員のほうからお話がありましたように、市内には今、日本語学校等々で外国からお越

しになって勉強され、そしてその後、日本語を勉強した後は、日本の岐阜県の大学とか企業に就職されているという方がおられるのは重々承知しておりますし、私もこの学校には毎年、コロナになりましてからちょっと今招待がありませんけれども、それまでは毎年卒業式にお邪魔させていただいて、皆さんの前で祝辞を述べさせていただいておりまして、大変身近に感じている、大変優秀なというんですか、一生懸命日本語を勉強して、そして日本の大学、日本というかこの国内の大学、そしてまた企業へ就職されているということで、本当に真面目な、一生懸命やっているいい外国人です。その後も日本にそのまま就職も、大半の方がされているというようなことで、この留学生を何とかやっぱりこのままできれば本当にこの本巣市内に残っていただけると本当に大変ありがたい、そんな今お話がありましても、私も前々からそう思ってきております。

ただ、なかなかこういった方々は、やっぱり、上昇気質と言ったらなんですけど、もっともっといいところへ大きいところへ、大企業ですとか、この大学のいいところへ行きたいとか、そういうのもいろいろありますので、なかなかその個人の目標とこの現場がマッチするかということはなかなか難しいところがありますけれども、そういった中でも、一つでもこの地域を選んでいただけるといいなというふうに常々思っておりました。

そういった中で、この留学生の皆さん方はですね、私もお話をお聞きしていますけれども、結局、学費等々は自分の出身地の、今東南アジアもそうですね、それぞれの国から親からの仕送り、また国の支援もいただきながら代表のような形で来ておられますけれども、日々の生活は、間違いなく今自分の生活、アルバイトをしながらやってきているというのが現状であります。また、そういった話も聞いております。なかなかそのアルバイト先がこの市内、地域でなかなかないということで、どうしてもアルバイト先があるところの地域にお住まいで、この本巣市の日本語学校に通ってきているということのようでありまして、これがこの本巣市の中で働く場があり、そしてまた生活も支援できるようなことがあれば、この本巣市で生活を構え、そしてここで日本語学校で学んで、そしてできれば何人かはこの市内の企業、また市内の学校、大学等ですね、そういう学校などにも通いながら住んで、通いながら行くということも可能かなというふうに思っておりまして、こういった仕組みができれば大変いいなというのは思っております。

ただ、外国の籍でありますので、卒業した後ずうっとこの日本に永住するかというと、大半の方は何とか日本に住みたいということを思っておられますけれども、どうしてもまたそれぞれ母国へお帰りになるという方もおられますので、そういった方々に対した支援のときに、公費であったり市費を使ったりして、どこまで支援ができるかというのは大変難しい状況でもありまして、こういったものを、これから日本語学校を卒業した後、そしてまた就職をした後に、今お話、御提案がありましたように、何年間かおれば、そういったものについての各種の生活支援、日本の今の市民にも同じような支援をいろいろやっているわけですから、同じようなレベルでの、子育ても含めて、全て家庭の経費なども含めて、そういった支援ができないかということを今後考えていきたいなというふうに思っております。

それに当たっては、市だけではなくて市内企業の皆さん方、方々とも提携をしながら、何とかそ

ういう方向が見いだせないかなということで、我々も知恵を絞りながらやっていきたいなと思っております。

今後とも、これから外国人材を、外国の方々に、日本に、そして地域に住んでいただいて、地域を支えていっていただけるような仕組みをつくらなければ、私は日本の未来はない、また、この本巣市の未来はないというふうに私は思っております。これからやっぱり外国人と共生する中で、そして必要な人材はしっかりとした人材は永住していただいて、そしてこの地域をみんなで守っていくような仕組みを考えていかなければならないのが、もう多分、もう目と鼻の先に来ているというふうに思っておりますので、今後とも外国人材、また外国の方々が働きやすい環境、そしてまたこの地域に残っていただけるような仕組みを今後とも考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

本当にぜひ即効性のある有効な仕組みをつくっていただきまして、日本で能力を発揮したいと思っている留学生の方が本巣市の新たな労働力となっていただけるような取組をよろしくお願いいたします。

次に、角度を変えた人口増についてお伺いをいたします。

根尾学園では、昨年、ベルギーからの転入生がありました。ネットで得られた根尾学園の特色ある教育に引かれてのことだったと伺っております。子どものために、よりよい教育環境を求めて家族で地域に移り住む教育移住です。これまで教育移住というと、英語教育や国際感覚を磨くことを目的に海外へ移住することが一般的で、特にシンガポールやマレーシア、オーストラリアなどは人気の選択肢として知られています。

しかし、近年は国内でも日本ならではの豊かな自然環境や少人数制クラスによる先進的、特徴的な教育環境を求めての教育移住を検討する方が増加傾向にあるといいます。新型コロナ感染拡大に伴う親のリモートワークの拡大や定着もその背景にはあるようです。

そして、教育移住先の先駆者的存在として、長野県伊那市がよく知られています。令和４年度に伊那市に移住されたのは過去最高の244人で、その９割近くが40代以下と子育て世代であり、伊那市に移住する方のほとんどが特定の保育園や幼稚園、小学校に入園、入学するために移住を決めているそうです。中でも伊那小学校の人気が高く、伊那小学校がテーマのオンラインセミナーには400組以上の方が参加をされています。そんな伊那市ですが、その教育環境は少人数学級、豊かな自然環境、異年齢との学びなど、根尾学園との共通点がたくさんありました。

現在、根尾学園の特色ある教育活動はホームページにて公表されていると思いますが、国内外にもっと積極的に発信することで、教育移住の増加が期待できるのではないでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。

根尾学園の特色ある教育の積極的な発信についての御見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

根尾学園の特色ある教育の国内外への積極的な発信への見解についてお答えします。

令和４年４月に開校した県内４校目の義務教育学校、根尾学園は、公立学校であっても特色のある教育課程を編成し、子どもたちの未来をつくり出す学校を目指して２年間実践を積み重ねてきました。

根尾学園では、１年生から９年生まで全学年で教科担任制を実践し、専門性の高い教師が授業を担当し、一人一人に確かな学力を育成する実践がなされています。さらには、自ら問いを定め、解決策や納得解を見いだす探究学習を教育課程の中心に置いています。具体的には、一人一人が自らの可能性や強みを生かして年間のテーマを決め、学習内容から解決方法に至るまで全て１人でやり抜くかがやき科、根尾地域の自然環境、農業、伝統文化といった身近なふるさとについて学びを深め、根尾地域が持続可能なふるさととなるための提言をする、ふるさと科の実践などを進めてきました。

また、義務教育学校の特性を生かし、１年生から９年生までの共に過ごす縦割り異年齢学級の暮らしを実現させました。縦割り学級は、上級生が下級生を温かく支え、皆が幸せになるための方法を常に考えています。下級生は上級生に憧れ、少しでも近づこう、逆にまた自立しようと相乗効果が生まれています。

さらに根尾学園では、山奥だけど日本中とつながる学校、世界に一番近い学校を目指し、グローバル化に対応できるコミュニケーション能力と国際理解力を育んでいます。長崎県壱岐市や北海道白糠町とのオンラインによる学び合いや、スリランカコロンボ日本人学校との交流などを通して、互いの文化や価値観の違いを感じ取る世界を広げています。

このような取組をできるだけ多くホームページで常に発信してきました。その結果、昨年度は海外ベルギーから１名の生徒が編入してきました。さらに、本年度は市外から２名の児童・生徒が転入をしてまいりました。転入の決め手は探究学習かがやき科で、一人一人が深く学ぶたくましさや、縦割り学級の温かさに憧れ、根尾学園を選択したといいます。

子育て家庭は、新築や転居の際などには必ず移転先の教育を調べます。だからこそ、質の高い教育は人を呼び込む要因になります。根尾学園ではホームページのみならず、昨年12月から開始しているインスタグラムでも情報発信を充実させています。また、根尾学園のアドバイザーである熊本大学の苫野一徳准教授による全国への発信なども大きな効果を上げています。その苫野先生が先ほど御紹介いただいた伊那小学校の指導をされていることから、今後、苫野先生を通じて伊那市ともつながり、同様の取組を進めていきたいと考えています。

さらに、県清流の国地域振興課による移住・定住セミナーやイベントなどの活用も検討してまいります。

今後は、根尾学園に限らず、本巣市の、例えば数学のまちづくりや幼児期からの運動遊びなど、特色ある教育をどんどんＰＲし、市内全域への移住定住につながるよう努めてまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

今、御紹介した伊那市と苫野教授がつながっているということに大変驚きを覚えておりますが、あらゆる手法を使っていただきまして、何とか教育移住が増えるようによろしくお願いいたします。

次に、大きく２つ目の質問に移ります。

いよいよ来月16日の開庁に向けて準備が進む新庁舎は、市民の皆様の関心も高く、今月末に開催される内覧会が大変待ち遠しいことと思います。そこで、全ての来庁者に安心していただける窓口の環境整備についてお尋ねいたします。

市役所窓口では、各種手続をはじめ様々な相談にも対応していただいていますが、相談の中にはお金や財産のこと、生活環境の困り事など、大きな声を出しづらい内容が多々あります。その一方で、加齢性難聴や年齢に関係ない難聴など、声や音の聞こえ方には個人差があります。そんな窓口でのプライバシー保護や円滑なコミュニケーションを目的に、昨今、軟骨伝導イヤホンの導入が各地で進んでおります。

軟骨伝導イヤホンは、奈良県立医科大学の細井裕司学長が発見した耳の入り口付近の軟骨を振動させることで音を伝える仕組みで、普通のイヤホンのように耳の穴を塞がないため、周囲の音も自然に入るメリットがあります。また、イヤホン部分を耳のくぼみに置くだけであり、穴や凹凸がないため消毒しやすく、不特定多数の人が利用しても清潔を保つことができるなどの特徴があります。私も実際につけてみましたが、違和感なく話し声が大きくはっきりと聞こえました。

そこで、本市においても、新庁舎の窓口にぜひ軟骨伝導イヤホンの導入を御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原勉君。

○市長（藤原　勉君）

それでは、新庁舎窓口に軟骨伝導イヤホン導入の見解はという御質問にお答えを申し上げたいと思います。

この軟骨伝導は、イヤホンを耳の中に入れることなく、従来の補聴器よりも意思疎通がスムーズに行えることから、通常のイヤホンとは違い格段に会話がスムーズにできるなど、市民サービスの

向上につながると考えております。

また、近年では、先ほど来お話がありますように、多くの自治体や金融機関の窓口に設置されていると聞いているところでございます。

現在の庁舎におきましても、職員の丁寧な対応により、難聴者の方には御不便をかけない対応に取り組んでおりますが、今年７月に開庁を迎えます新庁舎におきまして、より一層の窓口サービスの充実に努めてまいりたいと考えておりまして、加えて、新庁舎建築のテーマの一つでもございます市民サービスの向上の観点からも重要なことであるというふうに考えております。

議員御提案の軟骨伝導イヤホンにつきましては、本巣市も導入を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

よりたくさんの方が聞き取りやすい窓口になることを期待いたします。

多様な来庁者が窓口でストレスなく用事を済ませるためには、聞こえづらいというほかにも、見えづらいとか話しづらいへの対応も求められます。

本市においては、現在でも窓口に老眼鏡を配備するなどの対応をしていただいていることは承知はしておりますが、例えば筆談用ボードなどは、老眼鏡のようにどの窓口にも分かりやすい場所に常に配備されてはいないようです。

また、世間一般に何々ルーペと言われるような拡大鏡眼鏡も御提案をさせていただきます。老眼鏡と違って資料の小さな文字が大きくはっきり見えるため、年齢を問わずとても見やすくて便利です。

障がいの有無に関係なく、加齢や病気、けが等によって心身機能の低下で不自由を感じる方にとっては、伝えたいことがうまく伝えられるだろうか、ちゃんと聞き取れるだろうかなどと、来庁する前からコミュニケーションへの不安を抱えていらっしゃいます。そのため、まず初めに、窓口ですぐに自分に適した補助具があることの確認ができることで、安心していただくことができます。そして、その安心感がスムーズな会話へとつながると考えます。

そこで、新庁舎の基本整備方針に誰もが使いやすい庁舎とありますように、誰がどの課に行かれても安心していただけるように、新庁舎の各窓口の分かりやすい位置に、先ほどの軟骨伝導イヤホンをはじめ、拡大鏡眼鏡や筆談用ボードなどの補助具の配備をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、御見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原　勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

先ほどの答弁にもお答え申し上げましたように、私どもの新庁舎では、今までもそうですけれども、今後も職員が丁寧に対応していくということを基本に考えておりまして、今回、新庁舎、統合の庁舎におきましては、来庁者の皆さん方には、障がいをお持ちの方、また御高齢の方など、様々な方がお見えになるだろうというふうに思っております。そういったことから、議員がお話しされておりますように、より一層スムーズな意思疎通が可能となるための補助具ということも必要であるというふうに考えておりますので、この件につきましても早速手配をさせていただいて対応していきたいなと思っております。

まずは手元が大きく拡大できます拡大鏡眼鏡ですとか、またペーパーでの筆談に代わる筆談用ボード、こういった様々な補助具につきまして、しっかりと配備をやることによって、いろんな方々がお越しになっても窓口で困ることのないようにやっていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後も市民の皆さん方に新庁舎、新しい庁舎になって、そして窓口に行ったらスムーズにいろいろ手続ができた、そしてお話ができたと思っていただける、そして言っていただけるような、そんな窓口にしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

私たちもだんだん年を重ねると聞こえづらいこととかも増えてきましたので、本当に多様な方がいらっしゃる新庁舎の窓口、環境整備、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは次に、最後の質問、不登校の児童・生徒についてお尋ねをいたします。

昨年10月４日、文部科学省が発表した調査結果によりますと、小・中学校における不登校児童・生徒数は29万9,048人であり、昨年度から２割増加し、過去最多の更新となりました。在籍する児童・生徒全体に占める不登校児童・生徒の割合は、全国平均で小学校1.7％、これは約59人に１人、中学生で６％、約17人に１人です。計算上は中学校ではクラスに２人程度は不登校の生徒が存在することになります。この数字が表すように、不登校はもう珍しいケースではなく、誰にでも起こり得るものであり、本巣市においても例外ではないと考えます。

このような状況から、国は誰一人取り残されない学びの保障の実現に向けて、学びの多様化学校を全国で300校の設置を目指すとしています。

学びの多様化学校とは、学校教育法施行令に基づき、不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育をする学校で、以前は不登校特例校と呼ばれていました。教科担任の配置も必要となり、文部科学大臣が指定をします。現在、全国に35校あり、岐阜県には平成29年に揖斐川町で西濃学園、令和３年に岐阜市で草潤中学校、そして令和６年に北方町のオンリー１（ワン）

と高山市ににじ色の４校が開校をしています。岐阜市の草潤中学校では定員40人程度ですが、今年度新１年生10人程度、２、３年生はそれぞれ若干名の募集に対し、説明会には90組220人もの子どもと保護者らが参加をしたそうです。

また、北方町のオンリー１（ワン）では８年生と９年生、これは中学２年生と中学３年生に相当しますが、その２学年のみが対象で各３人、合計６人が定員となっております。増加しつつ、不登校の児童・生徒の数に鑑みますと、現時点ではとても対応し切れていない現実を感じます。

一方で、現在の不登校対策は、学校復帰から社会的自立へと転換されつつあり、不登校児童数の増加とともに2000年代から全国で増え始めてきたのがフリースクールです。

フリースクールとは、文部科学省の定義では、一般に不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設とあります。基本的には学校のように決まったプログラムやカリキュラムがなく、授業内容は団体、施設によって異なります。文部科学省の調査によると、授業の形態は様々ですが、個別での学習を行っているフリースクールが約９割となっています。そのほか、様々な学習活動、体験活動、人と関わる機会や安心できる居場所の提供などを通じて、子どもが自分の進路を自ら考え、社会的に自立することを目指しています。

そこでお尋ねをいたします。

このフリースクールなど不登校の児童・生徒の学校以外の支援の場の意義と本市における実情についてお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

フリースクールなど学校以外の支援の場の意義と本市の実情についてお答えします。

世界は、社会環境が激しく変化する中で、子どもの置かれている環境も大きく変わってきています。しかしながら、日本の学校教育の大枠は明治初期以降約150年間もほとんど変わっていません。今、教育現場に起きている諸問題は、こうした硬直したシステムに起因していると考えられます。全国の小・中学校で約30万人に増え続ける不登校の問題は、その象徴といえます。さらに、新型コロナの感染拡大は不登校の増加に拍車をかけ、前年度に比べ22.１％もの大幅な増加となりました。

今、大切なことは、生育環境も生まれ持った特性も皆違う一人一人の子ども全員に未来を切り開き、たくましく生き抜く力を培い、社会的自立に向けた見通しが持てるようにすることです。

フリースクールなど学校以外の支援の場を位置づけることは、従来の学校教育に適応できない子どもや、自分に合った学びを求める子どもに対して、柔軟で個別化された教育を提供できる場として重要な意義を持っているといえます。不登校が増加する中で最も重要な点は、不安を抱えている子どもたちの心理的安全性が高い居場所を確保することです。

市の学校外の支援体制としては、たんぽぽと学び舎の２つの適応指導教室をつくり、たんぽぽが個別支援を基本に心のエネルギーを補充することを目的としているのに対し、学び舎は小集団での

学習などの活動を通して行動のエネルギーを補充することを目的としています。

現在、学び舎には延べ10名の子どもたちが通っていますが、学び舎だけで活動している子どももいれば、学び舎と学校を行き来している子どももいて、時には、当該児童・生徒の校長先生や担任の先生が顔を出すときもあり、学び舎そのものが特別な場所ではなく、開かれた場所になりつつあります。

学び舎を利用する子どもたちは、ここでの活動内容も、学校との兼ね合いをどうするかも自分で決めています。さらには、自分で決めるマイプラン学習も行っており、これらのこと自体が主体性の伸長に役立っています。

そのほか、民間のフリースクールへ通う児童・生徒も２名おり、それぞれに自立に向けた歩みを進めています。

学び舎など学校以外の支援の場が今まで以上に自己決定を繰り返し、自分の可能性に気づいていける場に、さらには、不登校対策指導員をはじめ多くの人とつながり、安心できる居場所となるよう、さらなる工夫と改善を積み重ねてまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

不安を抱える子どもたちの安心の場であったり、自己決定を進めていく、そんな場であるとの御認識でした。また、現在２名の方が通っているとのことです。

ここで、あるフリースクールでの好事例を紹介させていただきます。

飛行機が大好きな男の子を、実際に飛行機を見せてあげようと見学に連れて行かれました。そのとき、子どもの好奇心に応えるべく、飛行機の操縦席にも案内していただけたそうです。ですが、そんな大人の配慮とは裏腹に、男の子はこの席では大好きな飛行機が見えないと言い、飛行機の下で整備をしている人に関心が行きました。そして、この仕事がしたいと彼は将来の目標を見つけ、その後一生懸命に勉学に励み、見事その職に就いたそうです。大好きな飛行機の見学が社会的自立へつながりました。フリースクールならではの一人一人に寄り添ったサポートが、今まで見えていなかった彼の可能性を引き出しました。

本市におきましては、令和３年７月に本巣の学び舎が開設をされています。ここでは、時間割に縛られることなく、通う時間や曜日を子どもたちが自由に決め、自分が学習したいことや取り組みたいことを尊重したマイプラン学習により、個に応じた学びの実践をされています。市内でこのように心と学習両面のサポートを本当に熱心に一人一人に寄り添ってくださっていることは、保護者の皆様にとっては大変に心強いことと思います。

しかしながら、中には民間のフリースクールを検討している方や、検討するも学費という大きな壁にぶつかっている御家庭、または学び舎までの子どもの送迎に苦慮されているなどのお声もお聞

きをしています。

フリースクールの月額授業料の平均額は約３万3,000円、入学金の平均は約５万3,000円と言われており、これはとても大きな負担となります。近年、各地で自治体によるフリースクール授業料の助成は行われつつありますが、本市においては、先ほどの御答弁から、対象人数が少ないことや他地域のフリースクールではなく、お互いの顔が見える本巣の学び舎でぜひ学んでいただきたいとの思いから、授業料助成については今後様子を見ての要望とさせていただきます。

そこで、民間のフリースクールを検討されている方のニーズによっては、それにお応えできることであれば、その拡充や、また送迎の困難ということでは、例えば毎日でなくても幼児園バスを空いた時間に活用するなど、今後より一人一人の個性やニーズに合わせたサポートの提供を期待するところでございます。

民間のフリースクールを考えなくても、本巣の学び舎で十分だと思えていただけるような、そんな保護者のニーズに応えていただくことができれば、より充実した支援の場となるように思いますが、本巣の学び舎を今後より充実した支援の場とすることに関しては、どのようにお考えでしょうか、御見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巣の学び舎を今後より充実した支援の場とすることについてお答えします。

本巣の学び舎は、不登校児童・生徒が、誰でも、いつでも何時間でも学びたいと思ったときに学習できる場所です。また、閉ざされた心を解放し、安心して多様な人々との関わりを体験できる最適な場所でもあり、生き生きと過ごす子どもの姿から少しずつエネルギーを蓄えていることが分かります。

現在10名が通っていますが、小学校１年生から中学校３年生までの子どもに、それぞれの発達段階やニーズがあるため、この学び舎をさらに充実した支援の場とする必要性を強く感じています。

特に、次の４点から充実に努めていきたいと考えています。

１点目は、児童・生徒一人一人の学習スタイルや興味・関心、個人のペースに応じた柔軟で個別化された教育を提供できるようにすることです。現在、退職校長がその指導に当たっていますが、対応には限りがあります。幅広い多様な学びを提供し、子どもたちの興味・意欲を引き出せるよう、指導体制の強化、カリキュラム編成の工夫に努め、一人一人に寄り添った、言わば無料の本巣市版フリースクールの役割も果たしていきたいと考えています。

２点目は、学び舎などへの通いやすさをつくり出すことです。現在、市内では不登校など困り感のある児童・生徒が学校以外で通うことができるのは、たんぽぽと本巣の学び舎の２か所です。たんぽぽは真正分庁舎、本巣の学び舎は富有柿の里です。通所においては、交通手段がなく、通いたくても通えないという声も聞いております。今後、交通手段の工夫、さらには他の公共施設への拡

充なども視野に入れて検討をしてまいりたいと考えております。

３点目は、学び舎を、困難を抱える子どもたちの保護者の悩みを共有する拠点としていくことです。様々な立場で子どもやその家族をサポートしようとしている大人が、互いの顔の見える関係をつくり、手を結ぶことで、不登校に限らず何らかの困難さを抱えている子どもやその家族のセーフティーネットの網目を密にしていきたいと考えています。

そして４点目は、市としてフリースクールの活動を知り、フリースクールを求めている子どもや保護者のニーズを把握し、対応することです。市内にはフリースクールのような民間の支援場所を利用している児童・生徒も若干名いるため、昨年度、本巣市内と近辺のフリースクールやＮＰＯなど子どもの支援に関わる団体とネットワーク会議を開催しました。それぞれの活動内容の相互理解、子どもたちやその家族が抱えるニーズや困難さの共有など、大変有意義な会になりました。今後、そこで見えてきたフリースクールの課題解決策を検討し、さらなる連携を進めてまいります。

今後も本巣の学び舎は、全ての子どもたちが自分らしく学び、教育の多様性と柔軟性を高める重要な拠点としていきます。人との関わりの中で、次なる行動へのエネルギーを充電し、将来の幸せな人生、社会的自立につながる巣立ちの場にしてまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

４点拡充を御検討いただいているということで、本当に本巣で学ぶ子どもたちが、どの子も等しく教育のチャンスを得られるように期待をするところでございます。ニーズの把握、柔軟さ、個別指導の教育、通いやすさ、また保護者の心のよりどころとなる、そんな学び舎の充実を今後期待しております。

今後も、大好きな本巣市が持続可能な住みよいまちであり続けることを心から願いまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。13時、１時から再開をいたします。

午前11時41分　休憩

午後１時01分　再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、11番　髙田浩視君の発言を許します。

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

この議場で質問させていただくのは最後になるんですね。この場に立たせていただくようになりまして、７年が経過しようとしています。ここに立つことで行政の仕組みや施策を研究し、学ばせていただき、議員として、市民の代表として働くことができると感じています。感慨深いものがあります。

昨日の１期生の皆さんの質問が大変頼もしく感じました。一晩かけて練り直してきましたが、しかし一晩では何ともなりません。７年前を思い出し、熱い熱い思いだけで質問させていただきますので、よろしくお願いします。

市長が再選されてから初めて質問させていただきます。私を含め議会は市長が市民の皆さんに約束されたマニフェスト、６つの基本政策、確実に実施をされるように応援していくことが使命と考えています。その視点で質問させていただきます。

まず１点目です。

東海環状自動車道大野神戸インターー糸貫インター間の開通が遅れる事態に係る対応についてお伺いします。

周知のとおりではありますが、公表されています３月の東海環状自動車道西回り区間事業者調整会議第１回の議事概要によりますと、現在の進捗状況、工事における課題と対応、今後の見通しとあります。

まず、工事における課題と対応として、糸貫－大野神戸インター間七五三第一高架橋下部工事において、基礎フーチングを施工するための架設土留めの施工において、当初はウオータージェット併用圧入工法を予定していたが、玉石に対応した硬質地盤クリア工法への変更が必要となり、施工に時間を要した。今後一日も早い工事完成に向け、工程短縮を検討、実施する。

今後の見通しとあります。山県インターー糸貫インター間は、北勢インター、大安インターは順調に工事が進捗、令和６年度開通予定として進めている糸貫－大野神戸インター間は七五三第一高架橋の下部工事での玉石の発生により工程の遅延が生じており、開通が最大で半年程度遅れる可能性。令和８年度開通予定として進めている養老－北勢インターは養老トンネルの避難坑で相当量の湧水が発生し、工事が難航。今後専門家の意見も踏まえて対策工法を検討。引き続き安全に十分配慮し、着実に工事を実施とあります。

岐阜県からの意見があります。糸貫－大野神戸インター間の開通が遅れることはやむを得ないが、様々な工夫を凝らし、できる限り早い開通をお願いしたい。山県－糸貫インター間については、令和６年度はもとより一日も早い開通をお願いしたい。安全第一で工事を進めていただきつつ、工期短縮とコスト縮減に努めていただきたい。県へも情報を共有していただき、関係を密にして事業を進めていただきたいとあります。

開通が遅れることが公表されてから２か月が経過しました。本巣市の活性化に大いに寄与すると考えられる西回りルートのこの区間の開通の延期は、たとえ半年であっても市の施策に大きな影響を与えると私は考えます。これまでに各方面にわたる対応が行われてきたと考えます。この区間の開通が遅れることで実施できる有効な施策を行う必要があると考えます。いや、今実施しなければ

ならない施策があると私は考えます。

それで１点目です。市内道路の安全対策に多大な影響を及ぼすと考えますが、対策の必要はないかお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

市内の道路の安全対策の必要性についてお答えいたします。

これまで令和６年度の開通予定が示されてきた東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジから山県インターチェンジの開通に向けまして、市が管理する道路についても、東海環状自動車道へつながるアクセス道路を中心に整備を進めてまいりました。その整備を進める中で、歩行者の安全対策として新たな歩道の設置も実施してきました。

今後、仮に大野神戸インターチェンジから（仮称）糸貫インターチェンジの開通が遅れ、山県インターチェンジから（仮称）糸貫インターチェンジまでが先に開通となった場合には、議員の御指摘のとおり、市内の道路交通状況に影響を与える可能性はありますので、道路管理者として道路交通状況の変化に注視し、有効な安全対策の実施に努めてまいります。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

再質問をさせていただきます。

東海環状自動車道西回りのストック効果として、一宮ジャンクションの渋滞緩和施策、渋滞に起因する交通事故対策があったと記憶しています。大野神戸と（仮称）糸貫が開通しないことで、その効果はどうなるんでしょうか。

しかし、この間は車で10分しかかかりません。大野神戸から根尾川を渡り、市の西側を北上し、東進すれば信号待ちをすることなく（仮称）糸貫まで行くことは可能です。大野町を北上し東進するルートもありますが、大野町のこのルートは整備が進んでいません。本巣市はインターチェンジのアクセス道路を整備してきましたからですね。

また、大野神戸からそのまま東進し、サンブリッジを北上し糸貫に向かうルートがあります。サンブリッジの交差点、朝晩の通勤時を含め、渋滞が激しくなっています。まして北上していけばモレラの渋滞に重なります。新しい庁舎もあります。私は検討が必要と考えますが、そのような可能性について、市として今まで協議したことがあるのかないのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高橋部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

お答えいたします。

開通が遅れることによりまして、それを原因といたしましてどのような変化が起こるか正確に推定することが困難でありますので、その対策は実施しておりません。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

再質問です。

ちょっと以前にもお話ししたことがありますが、私は夫婦で車でよく出かけます。ＳＮＳで得た観光地の情報に誘われてしまいます。そこまでの行程はグーグルで検索します。大体夫婦げんかが起こります。こんな道大丈夫か、間違っていないか。でも、すぐ仲よくなります。確実に目的地に着きます。ＳＮＳがどんな誘導をするか、今は分かりません。生成ＡＩに聞いてみますか。

さて、再質問です。

今年度、もとまる公園がＰａｒｋ－ＰＦＩで整備されています。この事業者選定ではかなり激しい議論が交わされ、業者が決まりました。業者に厳格な対応を求めました。集客の想定の大半は高速道路パーキングからが想定されていました。ここの今整備している物販棟を含めた公園の開業と営業はどのように考えてみえますか。再質問です。

○議長（大西徳三郎君）

再質問ですね。

ただいまの再質問についての答弁を高橋部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

Ｐａｒｋ－ＰＦＩで整備している施設のオープン時期についてお答えいたします。

募集時点では令和年７月頃のオープンを予定しておりました。しかし、集客を見込んでいた本巣パーキングエリアのオープンが最大半年ずれたことにより対応を協議中でございます。市としましては、できるだけ早くオープンするよう働きかけていきたいと考えています。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

もう一度聞きます。

そうなってくると、営業がもしも７月とその間の高速道路の未開通部分がある部分と営業する期間の間のちょっとタイムラグができると思うんですけど、その間の集客というのはどのように考えてみえるのかお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高橋部長に求めます。

高橋君。

○都市建設部長（高橋君治君）

その集客について予測は非常に困難でありますので、その影響を検討した上でオープンの時期を決められると考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

先ほど言った市長の６つの基本政策の中に、住みやすく利便性の高い快適なまち、幹線道路や都市公園の整備、公共交通機関のネットワークなど利便性を高め、住みやすく快適なまちづくりとあるんですね。そして、地域資源を生かし活力を創造するまち、魅力ある特産品の開発や商工会などと連携した活力のある商工業や企業誘致、観光振興など新たな産業が生まれるまちづくりとあります。これは十分に今の問題を検討していく必要があると私は考えています。期待しています。お願いします。

この流れで、産業経済の話です。今の流れで、糸貫－山県間は６年度中に開通ということで、遅くても７年７月以降、飛騨、奥美濃と関西間のアクセスは今以上によくなると考えるんですが、今年の例えば春の観光シーズン、高山祭、古川祭、白川郷、郡上八幡、下呂。下呂、郡上八幡のアクセスもよくなっています。コロナ後のインバウンド、外国人にこれらの地域は非常に人気なようです。予想される人の流れが変わってくるのではないでしょうか。民間企業ならその企業を予測し対策すると思います。

そこで、地域経済に大きな影響を与えると考えますが、対策の必要は。そして、チャンスと捉え、地域経済高揚の施策を積極的に行う考えはありませんか、お伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えします。

東海環状自動車道山県インターチェンジから大野神戸インターチェンジ間の開通につきましては、最大で半年ほど遅れると発表されており、このうち山県インターチェンジから（仮称）糸貫インターチェンジ間は令和７年３月までに完成する予定ではありますが、その開通時期は現在のところ決定していないとお聞きしております。

議員の御指摘の（仮称）糸貫インターチェンジ間と大野神戸インターチェンジ間の開通が遅れる間は、それぞれのインターチェンジで降りて本巣市内を通過する交通量が増えることから、これを

チャンスと捉え、地域経済高揚につながる施策を考えているかということですが、本巣市の魅力を知っていただくことができれば、インターチェンジを降りて本巣市内を通過する時間に本巣市に立ち寄っていただくことが期待できると思っております。

（仮称）糸貫インターチェンジ付近には、大型商業施設や市役所、もとまるパーク、船来山古墳群、道の駅など魅力的な施設がありますので、これらをうまく活用して本巣市に立ち寄っていただけるような工夫が必要と考えます。まずは観光資源の掘り起こしをして、本巣市に立ち寄るとこんないいところがあると感じていただけるような観光ルートやグルメルート、周遊ルート、歴史探索ルートなどを考えたいと思います。巡る順番や区間ごとにかかる時間、ルート１周にかかる時間などを分かりやすくして、初めて訪れた方にも効率的に市内を巡っていただけるよう、ＳＮＳを活用して発信していきたいと思います。

また、現在は本巣市観光協会が運営している本巣市観光マップには、食べる・買う・遊ぶ・見るなどのカテゴリー別にスポットなどの情報が確認でき、グーグルマップで現地までをナビする機能がございますので、そのシステムを活用していきます。

以上のように、インターチェンジの開通が遅れた期間だけでなく、開通後も見据えて本巣市が通過点にならないように、多くの方が立ち寄っていただける施策を検討していきます。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

少し再質問させていただきます。

今はバズる、こんなところになぜ観光客、こんなところに外国人がといった状態です。仕組まれているんですね。ＳＮＳの発信です。テレビをはじめとするマスコミの格好のネタになりませんか。注目される新たな観光資源の開発です。市民、地元事業者一体となって取組を始めることが有効と考えます。これまでに地元事業者と、このことに関して意向とか協議とか実際されましたか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を瀬川部長に求めます。

瀬川君。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

現在のところ、地元事業者との意見交換等はお聞きしておりません。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

つながっていないけど東海環状の方が早い、そして混んでいないとなれば、来年の４月、高山祭、

古川祭、今人気の郡上。来年、岐阜市は長良川の鵜飼へのアクセスは岐阜インターチェンジを考えたのではないでしょうか。来年も関西へは岐阜インターからでなく、大野神戸から本巣市を通って行ってもらう。そして本巣市に寄ってもらう。一度寄ってみてください、本巣。いいとこあります、本巣。降りてみたらいいところがいっぱい、本巣。これを指をくわえて何もしないで見ているだけでは市民のためになりません。これを契機に目的地として認めてもらう準備をしましょう。モレラや地元事業者と一体となって取り組むべきだと考えます。この最大半年間という期間を有効に使うべきではありませんか。そして、本巣市のよさを覚えてもらい、目的地となる観光資源を市民と一体になってつくっていただきたいと思います。今動けば必ず１年後、本巣市は変わると考えます。私の命があれば、そして議員としての任があれば、１年後、ここでもう一度同じ質問をさせていただくことを約束します。

続いて、２．企業版ふるさと納税の促進についてお伺いします。

企業版ふるさと納税についても、私も何回か質問させていただいておりますが、ここ数年非常に状況が変わってきているということなので、改めて今のタイミングで御質問させていただきたい。

今年のデータが見つかりませんでした。企業版ふるさと納税について令和２年度税制改正による税額控除の割合の引上げ等もあり、令和４年度の寄附実績は、金額が前年比約1.5倍の341.1億円、件数が約1.7倍の8,390件となり、前年度に引き続き金額、件数とも大きく増加しました。また、令和４年度に寄附を行った企業の数は4,663となり、令和３年度に比較して約1.5倍に増加。さらに令和４年度に寄附を受領した地方公共団体の数は1,276となり、令和３年度と比較して約1.3倍に増加。令和４年度までの累計では、1,361の地方公共団体が本制度を活用。税制改正後、寄附額は毎年約105億円ずつ伸びており、３年間で約10倍の伸びとなっております。企業の傾向を見ると、令和２年度の税制改正以後、活用企業数は毎年1,500団体程度増えています。同時に１社当たりの寄附件数が伸びています。

そこで、企業版ふるさと納税の寄附額が年々増加しています。企業の認知も高まってきているようです。また、県内自治体でも他市町の企業に対し働きかけが行われているようです。働き手不足の中、進める働き方改革、技術の進歩の著しいＤＸの取組等、早期に的確な施策が求められています。人材派遣型ふるさと納税は有効な事業と考えます。

そこで１点目ですが、企業版ふるさと納税の取組状況についてお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、企業版ふるさと納税の取組状況についてお答え申し上げます。

企業版ふるさと納税とは、平成28年度に創設されました制度で、国が認定した地域再生計画に位置づけられた地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除する仕組みとなっており、通常の寄附の軽減効果である約３割の損金算入による軽

減効果に加え、先ほど来議員申されましたように、令和２年度税制改正によりまして、最大寄附額の９割が軽減されるというものでございます。

本市では、この令和２年度の税制改正により、寄附をした企業の税額控除の幅が拡充されたことや、自治体の地域再生計画の認定手続が併せて簡素化されたことを踏まえ、令和２年11月に内閣府から地域再生計画の認定を受けまして、企業版ふるさと納税受入れ環境を整えまして、これまでに延べ４社から合わせて2,110万円の寄附をいただいております。

本市といたしましては、これまでもホームページ等により寄附募集の周知を行ってきたところではございますが、議員御指摘のとおり、全国的にも企業版ふるさと納税の寄附額は年々増加していることから、昨年度末に企業の経営や事業支援を行っている金融系２社と、これをマッチング支援していただくような業務提携をいたしまして、さらなる寄附額の獲得に努めているところであります。今後は、これにより本市に寄附をしたいと考える企業とのマッチングが円滑に行われ、効果的に寄附につなげられるよう、引き続き取り組んでまいります。

企業版ふるさと納税は、現行制度では今年度末で終了の予定ですが、地方創生に係る各種プロジェクトを推進するための貴重な財源にもなりますことから、引き続き寄附額を増やせるよう努めてまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

再質問させていただきます。

昨年の８月だったと思います。近隣市町から本巣市内の一部の法人に対し、企業版ふるさと納税の御案内が業務受託業者から送られてきています。その内容を一部紹介します。

５つの重点基本方針を掲げて市政を前進させていきます。このたび、企業版ふるさと納税の中で上げさせていただいておりますプロジェクトを実現するために、企業様の支援を募集しております。つきましては、同封のパンフレットを御覧いただき御検討いただきますと幸いです。寄附募集関係につきましては、受託業者に業務委託しております。本事業及び業務委託事業者の周知に関し、御理解いただきますようお願いしますという文書でした。企業版ふるさと納税が実行できる会社というのは、利益を出している、ある程度売上げがある会社であると考えます。全ての法人に送られたわけではなく、選定されているようです。

そこで、このような事実は確認されているのか。また、企業版ふるさと納税は法人の申告制度上、市内の法人が他市町に行っても把握することはできないと考えますが、その点ちょっと確認させてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を林部長に求めます。

林君。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員申されますように、市内に本社がある企業が当該市に寄附というものでは成り立ちません。ですので、他市町に、市外に本社があって、市内に支店、もしくは出先機関があるところが寄附した場合に適用ということになります。したがいまして、まずこの法人が収益が出て企業できる事業者かどうかというのは、個々に市外に本社を持って、市内に工場等を持っている企業に個別に聞き取る以外に方法はございません。したがいまして、方法はございませんので、それに把握はできておりません。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

それでは、もう一つお伺いします。

そこで、市内法人が仮に1,000万円ふるさと納税を行ったら、税収は幾ら減るのか教えてもらえますか。また、税収の減少は歳入全体に影響を及ぼすか教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を林部長に求めます。

林君。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、他自治体へ寄附した場合の市の影響についてお答えさせていただきます。

市内に本社がある企業が、企業版ふるさと納税を活用し他自治体へ寄附した場合の法人市民税における影響額につきましては、一定の前提条件がありまして、これにより大きくは異なりますが、仮に寄附前課税所得１億円の企業が1,000万円を寄附した場合、約40万円程度の減収が見込まれますが、普通交付税の仕組みを考慮し、本市は普通交付税の交付団体でございますので、そうしますと減収になります40万円の減収額の25％の10万円が実質的な減収となることが見込まれます。

本来であれば見込まれる税収が減収となることにつきましては、看過できない状況でありますことから、本市といたしましても、先ほど答弁で申し上げましたとおり、本制度のマッチング支援を受けております事業者とさらに連携をいたしまして、企業版ふるさと納税による寄附金を少しでも得られるよう対応してまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

ありがとうございます。

先ほどの御案内には２つの具体的なプロジェクトが示してあります。一つは城跡保存継承事業で

総事業費2,181万4,000円、寄附目標額1,000万円、一つは保育施設等を中心とした地域創造事業、総事業費476万2,000円、目標額200万円です。それぞれ事業の担当者の写真入りでお願いの文章が添えてあります。御一考ください。

続いて２番目ですね。人材派遣型についてお聞きします。

これも２年ほど前になりますが、民間人材の積極的な活用として、この制度と地域活性化起業人についてお尋ねしました。今回は企画部のカウンターにこのポスターが貼ってあり、積極的な働きが行われているのかなという思いで質問させていただきます。

メリットを確認します。専門知識、ノウハウを有する人材が寄附活用事業プロジェクトに従事することで、地方創生の取組を一層充実、強化することができる。自治体側のメリットとして、実質的に人件費を負担することなく人材を受けることができる、関係人口の創出、拡大も期待できる。企業側のメリットとしては、派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約９割に相当する税の軽減を受けることができる。寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用により地域貢献がしやすくなる。人材育成の機会として活用することができる。

自治体職員の確保が難しくなっていると報道であります。退職者が増えたという報道ですね。地方自治体に限ったことではないのでしょうか。まして、日本中人口減少による労働者不足、働き方改革、限られた人材、労働時間で成果を求められています。教育、福祉、ＤＸ等、今までのやり方の継続では成果はのぞめません。一からつくり上げる必要があります。講師を呼んで研修を行う方法もありますが、受ける側の習得度、気持ちはまちまちで、以後の効果はどうなんでしょうか。ノウハウ、スキルを持った人間と現実の課題に緊張感を持って向き合ったほうが成果は期待できるのではないでしょうか。民間の先進的な技術や手法を取り入れるため、人材派遣型を積極的に取り入れるべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、企業が専門的知識やノウハウを有する人材を地方公共団体等へ派遣し、その人材派遣経費が税額控除される仕組みとなっております。先ほど来、議員申されましたとおりでございます。

具体的には、企業から派遣された人材を地方公共団体の職員として直接任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等で寄附活用事業に関与する者において採用される場合もございます。地方公共団体のメリットといたしましては、専門的知識やノウハウを有する人材が寄附活用事業に従事することで、地方創生の取組をより一層充実、強化することができ、また実質的に人件費を負担することなく人材が確保できることなどにございます。

一方、企業のメリットといたしましては、派遣した人材の人件費相当額を含む事業費を寄附することで、当該経費の最大約９割に相当する法人関係税の軽減を受けることができ、寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画運営に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献ができ、また人材育成の機会として活用することができるとされております。

本市といたしましても、企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用すべく、他市町村の先進事例の調査や事業者への聞き取り調査などを行い、活用、検討を進めていますが、現在においては企業も人手不足の状況下にあり、企業版ふるさと納税（人材派遣型）により、市に派遣する人的余裕に乏しく、直ちに実現するには課題がございます。

令和２年度の税制改正によりまして拡充延長された現行制度においては、今年度末までとされておりますが、議員御指摘をいただいておりますとおり、企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用し、専門的知識やノウハウを有する人材に事業従事をいただくことは、技術の進歩が著しいＤＸの取組を早期に、また着実に推進する上で大変有効であると考えますことから、税制改正の動向にも注視しつつ、再度の延長も見据え、引き続き企業への働きかけや先進好事例の調査・研究などに努め、有効に活用できる方法を検討してまいります。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

ここももう少し聞きます。もう一度再質問します。

どんな企業が企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用しているのか、専門ノウハウを持った企業の従業員を自治体に派遣する制度ですので、例えば電鉄系の会社が観光系の部署に派遣したり、ＩＴ系の企業からＤＸ推進担当者として派遣するようなケースがあるようです。ほかにも、従業員の働き方改革や経験を積むための機会として、大手の生命保険会社が積極的に活用しているケースもあります。

推進している従業員の方の担当業務としては、会社の中で地域貢献事業の推進を担当している方、社員の成長を後押ししたり、福利厚生を行う人事担当の方、また自治体向けビジネスを進めようとしていて、自治体の意思決定や課題感を知りたいと思っている方、これまでも自治体向けビジネスを行ってきたが、より自治体との関係性を深める場合などに活用されています。そのほかにも会社と自治体との関係性を深める場合などに活用されているようです。そして、会社として新規事業を行う際に、地域や自治体との協力が不可欠な際、連携の一つの方策としてこの制度が使われて、自治体と企業の連携の潤滑油になっているとあります。

まさにこれは先ほど金銭の企業版のふるさと納税でマッチング支援という言葉がありましたが、この人材派遣型のほうがマッチング支援を活用しやすいと思うんですが、そういう人材派遣型でマッチング支援を活用していくという考えはありませんか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、マッチング支援への考えはということでお答えさせていただきます。

急速な人口減少が進む中、暮らしの基盤の維持、再生を図ることが必要不可欠でございまして、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、ＳＤＧｓの理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できることとされております。

そのマッチング支援といった一つの仕組みといたしまして、これらの地域創生の取組の一層の充実、進化につなげるため、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で連携することで、地方創生の課題解決を一層推進することが期待される官民連携の場が内閣府により平成30年８月に設置されております。それが地方創生ＳＤＧｓ官民連携プラットフォームと言われるものでございます。ここでは、先ほど来申しておりますように、企業と地方公共団体のマッチング支援をこの場で行われております。

本市といたしましては、現在こうした事業の取組は現時点では行っておりませんが、議員の御指摘のとおり、民間の先進的な技術や手法を取り入れるための手段としては大変有効であることから、積極的に活用する自治体もございます。

ただし、企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、企業人材を本市職員として任用することになるため、派遣側の企業との雇用形態等の労働条件面の調整も必要になるなど課題もありますことから、他自治体の取組事例を調査・研究するとともに、今後マッチング支援事業等の活用に当たりましては、自治体自らがまずはその地域課題やニーズを十分把握、整理をし、企業や団体に共有することが重要と考えておりますので、それら課題を持っております事業担当課とも制度の趣旨を共有し、地域の課題解決につながる事業等がありましたら、活用に向けて検討してまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

３番目です。自治会活動でのＤＸの活用についてお伺いします。

電子回覧板や町内会向けＳＮＳを通じて町内会の業務をデジタル化するＤＸの動きが進んでいます。町内会の情報共有は紙が中心でしたが、アプリを使ってＤＸが簡単にできるようになってきました。紙の回覧板では、情報共有にタイムラグがありました。瞬時に共有できるメリットがあります。災害時の安否確認などに活用する町内会も増えています。

総務省が公表した地域コミュニティーに関する報告書では、地域コミュニティーの基盤となる町内会において、役員の担い手不足や高齢化等の解消が課題となっています。持続可能な自治会活動

を見据えて、デジタル技術の活用により効率化及び活性化を図る必要が私はあると考えています。

そこで１点目です。デジタルを活用した取組で、自治会活動の課題活動に取り組んでいる自治体がありますが、本巣市の考え方についてお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

地域コミュニティーにつきましては、自治会活動を中心として重要な役割を果たしておりますが、地域の希薄化による加入率の低下や高齢化による担い手不足などから、地域活動の持続可能性の低下が課題とされているところでございます。

そのような中、市の情報につきましては、市ホームページをはじめ、もとメールを活用するなど、情報発信を積極的に行っていきたいと考えております。また、自治会長からの補助金申請や各種要望申請など、一部の自治会長にはなりますが、メールで送信していただくなど対応も行っております。今後におきましては、希望のある自治会長にはなりますが、自治会長会に自宅からオンラインで参加していただくことも検討しております。しかしながら、これまでどおり顔の見える形での会議を望まれる声もあります。

自治会独自でのデジタル化につきましては、現在本巣市内でも自治会長による高度なスキルやリーダーシップによって、独自でホームページを立ち上げ、情報を発信している自治会もございます。また、そのような活動を他の自治会長も参考にしたいとの御意見も伺っており、自治会地域活動のデジタル化を進めることは、自治会内部における情報共有の効率化、迅速化に加え、市と自治会との連絡調整の合理化といった効率化にもつながるものと考えております。

デジタルを活用した取組として、デジタル回覧板のアプリを活用している自治体もあることから、デジタル化が進んでいない自治会活動の課題解決に向けて、今後先進的な自治体や近隣市町を参考に検討してまいります。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

聞きませんけど、例えば岡崎市では市内に500以上ある町内会の役員の負担を減らすため、会員の連絡手段として専用のアプリを導入しているようです。

自治会の役員ですが、60代の方が増えてきたんではないかという感覚を私は持っています。60代の方は今ほとんど仕事を持っていて、限られた時間で自治会役員の業務をこなしていると私は想像しているんです。そんな方たちは、仕事上デジタルを使いこなしている。地域に戻ってきて紙で書類を作成して持っていく、面倒くさいと思いますよね。やりたくない。女性活躍であったり、多様

性を考える。女性や子育て世帯にも役員として活躍してもらう。そういった方たちが参加しやすい環境を５年後、10年後の役員の皆さんのことを考えて、今から少しずつ準備していく、変えていくべきではないかと思います。自治会長の声とかしっかりと聞いていっていただきたいと思います。

それで実際に導入した自治体の中のホームページ等を見ると、例えば非常時の迅速な町内会の対応、ＬＩＮＥなどを使用することで、非常時の安全確認等を効率的に行い、支援が必要な方へ迅速に対応できることで、町内会の共助の機能を強化することができたと。また、ＩＣＴが苦手な方への配慮として、ＩＣＴが苦手で活用することに抵抗感が強い方もいらっしゃいますと。ＩＣＴが苦手な方が仲間外れにならないよう、電話や紙による情報共有を併用するなど、配慮しながら活用することで、円滑な町内会運営につながっているとあります。

ということをちょっと御紹介させていただいて、次、では自治会とのもっと連携を円滑にするために、自治会公民館等に高速通信網を整備することが有効と考えるんですが、どうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、自治会との連携を円滑に行うために、自治会公民館に高速通信網を整備することが有効ではないかという御質問でございます。

自治会公民館に高速通信網を整備することが有効ではあると考えますが、自治会公民館の設備を整備する必要があるとも考えております。自治会公民館は指定緊急避難場所となっていますことから、例えばＷｉ－Ｆｉ設備や被害情報を得るためにはＣＣＮｅｔによる123チャンネルなどの視聴設備の整備など、自主防災組織活性化補助金や地区集会所整備事業補助金を活用して整備していただくことも可能と考えております。

災害時に限らず、平時において自治会公民館との連携を円滑に行うための高速通信網の整備につきましては、公民館の使用頻度や費用面も考慮しながら慎重に進める必要があると考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

すみません、再質問させていただきます。

静岡県島田市の事業を紹介します。これは、ただ令和２年度に実施され、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が使われているので、ちょっと参考にならないのかも分かりませんが、自治会情報通信機器等整備事業の概要、自治会が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために新たな生活様式に対応し、効率的な情報伝達方法の構築と事務の効率化に取り組むことを支援するため、公会堂等に情報通信機器を整備する自治会に対し、情報通信機器整備補助金及びインターネット接続サービス等利用補助金を交付すると。

１つは、情報通信機器整備補助金、パソコン、タブレット端末、プリンター、プロジェクター等、情報通信機器の整備及びインターネットの回線の引込み工事に対する補助金。もう一つは、インターネット接続サービス等利用補助金です。インターネット接続プロバイダー料金及び通信回線使用料、コンピューターウイルス対策費に対する補助金です。

それはそうなんですが、ここで導入成功の鍵として導入しやすい地区から検証のため実験を実施、市職員が自宅まで出向き丁寧に説明。補助金100％で地域の負担なし。お得感をあおる。あなたは使わなくても将来必要になる。導入しないリスク、危機感をあおる。分かりやすい選択肢、４パターンいずれかの選択肢でオンライン会議がスタートできる。連携協定による事業者の協力、自治会にとって本当に必要なのは何かの対話。環境を整備してから使ってくださいではなく、必要なもの、目的や要望の手段として整備したとあります。

そういうことを御紹介させていただいて、昨日、臼井さんのところで防災センターの設置に係る説明がありましたが、市側として通信に関して各方面と十分な体制ができているというようなふうに私は昨日言ったんですけど、自治会との連携、連絡手段ですね、防災時の対応を今どういうふうに考えているのか、訓練も含めてちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、災害時における自治会との連絡体制、こちらについて御回答させていただきます。

災害時でも電話が使える場合、そういった場合は電話でもちろんやり取りする場合もございます。ですが、大規模災害等になりますと、電話を皆さん一斉に使われて、混雑があって非常につながりにくい状況になることがございます。そういった場合は、電話よりも比較的つながりやすいと言われておりますメール送信、こちらのほうが可能である場合は総務課のほうにメールなりで情報をいただくことを想定しております。

それでですが、そのメールもつながらないといったような場合もございますので、そのためにですが、こちらは全自治会ではございませんが、行政防災無線における屋外拡声子局、こちらのほうに電話機のような機器があるんですけれども、これによって停電時であっても総務課と連絡を取ることが可能ですので、それを利用して緊急時の連絡を取りたいというふうに考えておりまして、こちらにつきましては、今年４月の自治会長会でも説明済みでございますし、今度の８月の防災訓練、こちらのほうでもモデル的に幾つかの自治会を対象に確認をしたいというふうに思っております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙田君。

○１１番（髙田浩視君）

最後になります。

通信機能や設備が整備されていれば、カメラやセンサーを組み合わせることで入力作業をしなくてよくなりますよね。ＩｏＴですね。効率化し、今抱えてみえる課題の解決に必ずつながると私は考えます。そして、個人で使用しているスマホをどういうふうに活用していくかもあります。

午前中の髙橋議員が最後にお話しされたんですが、僕も同様の意見で、本巣市のＤＸ推進計画の全体像が見えていない。計画の具体化、道筋が僕は見えていないと思います。あれもこれもというわけでは僕はないと思うんですね。明確に示していただきたい。限られた予算です。そして、計画的にすることで、デジ田交付金をしっかり使っていただいて、そしてそれが選ばれる、デジ田交付金の活用を選ばれる自治体になっていただきたいなと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、12番　河村志信君の発言を許します。

河村君。

○１２番（河村志信君）

事前の通告に従い質問に入らせていただきます。

まず、１番ですね、砂利採取についてお尋ねいたします。

能郷白山を源流とする根尾川、何千何万年の歳月を経て、山口の頭首工辺りより濃尾平野に注ぎ、沖積平野を形成いたしております。それは人間の技ではできません。巨大な重機や多額の費用を費やしてもできるものではございません。何度も何度も洪水を繰り返し、山を削った石や砂や泥を運び、そして幾重にも堆積した地層を形成しています。その砂利層は自然のろ過装置となり、伏流水、地下水の流れをつくり出して、きれいでおいしい井戸水を我々に提供してくれます。井戸水が普通に飲める、これは世界的にも日本の誇れる自慢のできる自然環境なのです。実際、世界の水道で直接飲めるのは十数か国だと聞いております。ましてや井戸水が飲めるなんていうのは、本当に日本ならではというふうに私は考えております。

本巣の農地、堆積した砂や泥は豊富な栄養を含み、田んぼや畑として価値のある土地となっております。現在本巣市の一部では、川砂利に対する陸砂利採取というらしいんですが、が進み、本市にとって宝とも言える地層に変化をもたらしています。その工法については、国の定める砂利採取法や県の厳格な基準に従って行われていると聞いております。

しかし、人工的に手を加えた自然は元のままとは別物になってしまいます。地下水の流れは変化し、ルールに従って埋め戻された地層は地震などの災害にも影響を及ぼし、液状化現象や地盤沈下のおそれもあると聞いております。

では、質問に入ります。

１番、砂利採取による農地への影響についてお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

砂利採取による農地への影響について、土壌の変化、農作物への影響についてお答えします。

現在、市内では８か所に砂利採取が行われております。砂利採取事業者から認可権者である県へ認可申請を行う時点で、事業者から採取地である農地の土地所有者及び耕作者の同意、耕作者が農地組合法人の場合は組合法人の同意を得ております。また、農地法第５条による農地の一時転用許可も必要であり、一時転用に当たっては付近の土地、作物等に被害のないよう注意し、万が一周辺への被害及び地域住民から苦情があった場合には、砂利採取事業者が責任を持って対応すること、また破損等があった場合には、関係機関と協議し、砂利採取事業者が直ちに修復することとなっております。

一時転用である以上、砂利採取後には安全な埋戻し、土壌検査等を行い、優良農地に復元する必要がございます。加えて、県との合同立入検査及び市におきまして不定期にパトロールを実施しておりますが、それらを含め、現時点において農地や土壌に影響が出た事案については承知しておりません。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○１２番（河村志信君）

現状の砂利採取につきましては、その土地の所有者が判断し許可をすれば、これは止められるものではないと。ただし、過去、本巣市においてもフェロシルトの問題があったり、苦い経験をしていると。その中で、なぜ砂利採取がこういう形でどんどん拡大していくのか、その辺の背景、時代背景もございます。農家の方があまり耕作をしなくなったというのも背景にあるかと思いますが、その辺も今後も追跡していただいて対応していただきたいなと思います。

質問の２番に入ります。

地下水の影響はいかがなものでしょうか。さきの一般質問等にございました災害時協力井戸というのを市が募集している。これは当然飲めるという前提で災害時の井戸が使えると。これも先ほどの話と一緒で、非常に貴重な飲める水が出るということが前提だと思いますが、本市の宝とも言える地下水、井戸水への影響はどのようにお考えか、お答え願います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

地下水、井戸水への影響についてお答えします。

市では本巣市砂利採取事業等に関する指導要綱を定めており、砂利採取事業による土壌汚染、その他の公害及び災害の発生を防止し、市民の安全、健康及び福祉を保持することとされています。

その指導要綱の中で、水源を保全するため、第７条の規定により上水道の水源地の周囲500メートル以内を砂利採取事業等を禁止する指定区域としておりますので、500メートル以内の砂利採取事業を不認可とするよう、認可権者である県にも指導をお願いしているところです。

また、認可権者である県の砂利採取計画認可申請手続要領においては禁止区域を規定していませんが、認可の条件として、砂利採取事業者は事業を行う周囲300メートル以内の地形状況と地下水利用状況を把握する必要があり、地下水利用者の把握とともに、万が一地下水量や水質等に影響が生じた場合には工事を一時中断し、関係者と協議の上、砂利採取事業者が責任を持って対処することとしています。砂利採取事業等に関しては、水源地の保全に関する法律や県条例による規定が見受けられないことから、市の指導要綱において規制の距離を示すことで一定の抑止効果があると考えられます。

地下水や井戸水の影響につきましては、以上のような対応により、地下水や井戸水に悪影響が起こらぬよう、県と合同立入検査及び市による不定期なパトロールも強化する等、今後も注視してまいります。

なお、本市の上水道で使用する水源については、市の毎年作成する水質検査計画による検査を行っております。水道法の規定に基づく項目について検査頻度が定められておりますので、登録検査機関に委託して、それぞれの検査項目ごとに月１回であったり、３か月に１回、年１回でそれぞれ実施しております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○１２番（河村志信君）

その距離に要綱と現実の差を非常に感じております。砂利採取現場の近くの民家、仮に300メートルとします。そこの井戸水が濁ったというのを過去に聞いたことがございます。そのことにつきまして、業者との話の中で、じゃあその砂利採取現場とこの民家の井戸が濁ったことの因果関係、それは証明できるのかというような話もございまして、それは民間、個人では無理な話でございます。結果として、その方は上水道につないだということを聞いております。そのような状況の中で、やはりある程度効果のある市の要綱というものも今後強化していただいて、抑止効果みたいなものもお願いしたいなと思っております。

質問の次に入ります。

ちょっと重複しますけど、市の定める要綱には、上水道の水源より500メートル、民家からは50メートル以上離すとあるが、これが県が定める基準とはちょっとかけ離れているというふうに聞いております。その辺はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

市の定める要綱と県が定める基準との乖離についてお答えします。

重複する部分もございますが、議員御指摘のとおり、本巣市砂利採取事業等に関する指導要綱第７条第１項におきまして、上水道の水源地の周囲500メートル以内の区域は、砂利採取事業を禁止する指定区域としております。500メートル以内を禁止区域にしていることにつきましては、合併前の旧３町における砂利採取に関する指導要綱で定められており、市がこれを踏襲したものです。

また、岐阜県砂利採取計画認可申請手続要領においては、禁止区域を規定していませんが、認可の条件として、砂利採取事業者は事業を行う周囲300メートル以内の地形状況と地下水利用状況を把握し、万が一地下水量や水質等に影響が生じた場合は、工事を一時中断し、関係者と協議の上、砂利採取事業者が責任を持って対処することとしています。

市と県を比較した場合、水源地からの距離、住宅からの距離につきまして、それぞれ乖離がございます。指導する観点の違いはございますが、いずれも市と県がそれぞれの砂利採取における災害防止と地下水への影響を考慮した指導を行っております。市としては、現状の把握を行いながら、認可権者の県とも連携を図って対応してまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○１２番（河村志信君）

県とも連携を図るという答弁ですが、県と市の関係といいましょうか、市の定めた要綱は効果のある有力な力を持っていないような感じはします。ちょっとこれは寂しい状況かなと思います。より強く県に対しても働きかけを行っていただき、また本巣市民の方が納得のいくような対応をお願いしたいと思います。

質問の４に入ります。

農道、これは市の管轄の市道ですけど、の保護のために鉄板を敷いているのがありますが、この農道の耐久性というんですか、強度、積載したダンプカーがその重さに耐えられるのか、その辺はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えいたします。

現在、砂利採取事業に使用されているダンプトラックは、総重量20トン以上の大型車両です。土地改良事業で施工された道路の舗装構成については、大型車両の交通量が１日当たり15台未満、橋梁などの構造物の設計荷重は14トン以下で設計されている場合がほとんどでございます。想定を上回る大型車両の通行は道路を損傷することが懸念されますが、道路法の規定により、そのような損

傷の復旧については原因者に負担させることとなっています。

よって、当該道路を使用して頻繁に大型車両が通行する事業については、事業者が敷鉄板を敷設し、大型車両の荷重を分散させ、既存舗装や構造物の損傷の軽減を図っていますが、荷重分散の一定効果は認められるものの、一切の損傷を防止できるとは限らないことから、施工前後の道路状況を確認し、事業の影響による損傷と認められるものについては、事業者負担による修繕を求めるものとしています。

また、雨天等による歩行者、自転車などのスリップ事故につきましては、これまでに事故の発生の報告はございませんが、雨水等による敷鉄板表面が滑りやすくなることが想定できるため、事業者に対し、必要に応じて滑り止め措置をするように指示しております。

今後も事業箇所の道路状況を注視し、市民の安全・安心な通行を確保できるよう、事業者に対し適切な指導に努めてまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○１２番（河村志信君）

現状、生活道路と言われる農道であったり民家の道路につきましては、実際自家用車ですと１トンも満たない。そして、説明がありました20トンダンプというようなこともございまして、農道については14トンまでぐらいの設計だという話によりますと、当然荷重に積載して運んだ場合、道路の損傷というのは考えられますので、その点につきましては、事前と、それから採取が終わった後の調査を厳密にやっていただいて、仮に損傷があればきちんと復元していただくということを切にお願いいたします。

大きな質問の２番に入ります。

本巣市の農業と将来についてお尋ねいたします。

本市南部の農地、先ほどの砂利採取のところでもお話ししましたが、肥沃な濃尾平野の一角であり、現在でも農業が本市の主要産業であることは間違いありません。しかし、お米をはじめタマネギや富有柿の生産など、時代とともに作られる農作物も変化し、後継者不足も追い打ちをかけ、大きなさま変わりをしている状況です。

農業の後継者不足問題は深刻で、多くの農家において担い手、はたまた農業法人へと耕作を委託される方が進んでおります。一部新たにイチゴやトマト、イチジクやブドウなど若手の新規就農者も見受けられるのが明るい材料とは思いますが、人口減少の影響もあり、なぜ農家の後継者が育たないのか、引き継がないのか、その大きな要因は簡単に時代背景と言ってしまえば終わりですが、どういう形で行政として、農業を担当されている部署としてどういうふうに捉えてみえるかを質問したいと思います。

土地というのは永遠に続いていきます。農地も続いていきます。本巣の農業の在り方を今の時点で新しいものを構築していかないと将来が見えないんじゃないかなという不安で質問をさせていた

だきます。

質問の１です。

本市の農業従事者人口、推定だと思いますが、その戸数及び後継者の実態はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えします。

本市の農業従業者の現状につきましては、国が実施しました2020年農林業センサスの統計調査によりますと、本市で農業に年間60日以上従事した農業従事者数は1,335人となっており、総人口３万2,928人に占める割合は約４％となります。また、農家数につきましては、経営耕地面積30アール以上、または農産物販売金額50万円以上である販売農家が823戸、経営耕地面積30アール未満かつ農産物販売金額50万円未満である自給的農家が567戸で、これらを合わせた総農家数は1,390戸となっております。これらの統計数値につきまして、さらに５年前の2015年の農林業センサスと比較しますと、農業従事者数は338人減少し、総農家数につきましても419戸減少しています。

次に、後継者の現状につきましては、同じく2020年農林業センサスによりますと、５年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している農業経営体は934経営体中236経営体であり、５年以内に農業経営を引き継がない経営体が39経営体、後継者を確保していない経営体が659経営体であり、約70％の経営体で後継者の確保ができていない状況と言えます。

一方で、農業経営体のうち法人経営体の数につきましては、2015年農林業センサスにおいて18経営体であったのに対し、2020年では23経営体と５つの経営体の増加となっています。

このことから、本市の農業経営体の傾向としましては、個人や小規模の農業従事者は高齢化や後継者不足などにより離農が進み減少傾向である一方で、農地中間管理事業等による農地の集積・集約の推進により、認定農業者や認定新規就農者などの担い手への農地利用集積が進んでいる状況であることから、農業経営体の法人化、大規模化が進展している状況でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○１２番（河村志信君）

数値をお聞きしましても、ちょっと実感が湧かない部分もございますが、70％の経営体で後継者の確保ができていないというのが今の現状とすれば、これはさらに進むと。極論を言えば、もう10軒に１軒も農業をやってないよというような状況に陥った場合に、後でお話ししようと思ったんですけど、中日新聞の昨日、６月17日付社説に輸入依存は続かないというタイトルで出ております。

今国会で25年ぶりに改正された食料・農業・農村基本法が見直されたと。これは食料安保ですね、

食料安全保障の確保という観点で述べられておりますが、どうも現状が、海外からの、地元以外の食料に頼っている。自給率が約38％と。６割はもう外部に頼っているというのが現状で、これが永遠に続くかといった場合に、現在のウクライナの戦争であったりイスラエルの戦争であったり、そういう世界情勢が変わったり、それから災害ですね。災害時については当然自国の国民が優先ですから、それでしたら日本へは来なくなってしまうといった場合に、本当に我々が食料に困るということを考えますと、やはりある程度地元で農業がきちんとやられ、そして食べられるというものは確保していかないと、将来に対する不安が増すわけですので、その辺も含めて新たに部署も新設、課に昇格されたんですかね、農業、林業についてはさらなる踏み込んだ対応していただいて、安心して住める、食べ物に困らないまちを目指していただきたいなと思います。

ちょっとこれもまた先にしゃべっちゃいましたんですけど、質問の２に入ります。

本市の農業の今後目指すべき方向性を担当行政としてどのように捉えてみえるのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川君。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えします。

本市の農業施策につきましては、令和５年９月に策定しました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想におきまして、本市の目指す農業施策の方向性を定めて取り組んでいます。この基本構想では、昨今の農業経営を取り巻く厳しい現状を踏まえ、おおむね10年後の将来の農業経営を見据え、産業として自立し得る農業の確立に向けた６つの取組を定めて施策を行っています。

１つ目は、担い手の経営基盤強化でございます。意欲ある農業者を地域農業の担い手となり得る農業経営体へと発展させるため、認定農業者の認定に向けた取組を支援しています。市が認定する認定農業者になることで、金融措置や税制措置などの様々な優遇措置を受けることができ、安定的な農業経営に向けた支援の基礎となっています。

なお、本市では令和６年６月現在、56の個人並び法人が認定農業者となっています。

２つ目は、農地の集積・集約の推進でございます。農地中間管理事業を活用し、担い手への農用地の集積及び集約化を図り、農地の大区画化など効率的、安定的な農業経営を推進しております。令和６年４月現在、管内の農地面積1,820ヘクタールのうち809ヘクタールが集積されており、集積率は44.5％となっております。また、現在、木知原地区において圃場整備事業を行っており、令和７年度までに約８ヘクタールの農地の区画整理が完了する予定です。

３つ目は、集落営農の組織化・経営の安定化でございます。経営規模が零細で後継者が不足している北部の中山間地域では、農業生産活動や農用地の維持を図るため、集落営農の組織化へ向けた取組を支援しています。令和元年８月に設立されました農事組合法人とやまにつきましては、集落営農組織の法人化以降、耕作面積、事業売上げともに着実に増加し、外山地域の農地の健全な維持

管理に大きな成果を上げています。

４つ目は、認定新規就農者の育成でございます。認定新規就農者とは、就農から５年以内に農業収益が年160万円以上となることを目標とする新規就農者であり、本市では令和６年６月現在、９経営体が認定されています。この認定新規就農者を支援するため、就農初期の所得確保を支援する経営開始資金や施設、機械の導入を支援する経営発展支援事業を行っています。

５つ目は、スマート農業技術の導入支援でございます。ＩＣＴを活用した省力化・軽労化農業技術の導入を推進するとともに、スマート農業機械等の導入に向けた支援を行っています。具体的な支援としましては、これまで薬剤散布用ドローン、直進アシスト機能付トラクター、食味収量センサー付コンバインなどの導入に対して補助を行っています。

６つ目は、経営継承の推進でございます。県の外郭団体であるぎふアグリチャレンジ支援センターと連携して、リタイア農家と就農希望者とのマッチングを支援しています。本市においては、これまでイチゴや露地野菜の認定農業者の技術指導を受けた新規就農者が、耕作されなくなった空きハウス等の農地を継承し、就農した事例がございます。

以上が今後の本市の目指すべき農業の方向性であり、引き続き魅力ある農業振興に向けて推進してまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○１２番（河村志信君）

ありがとうございます。

時代の流れかとは思いますが、北部地域でも集落営農として組合法人とやまさんが活躍されて軌道に乗っていると。これは今後の一つのヒントだとは思いますが、私が子どもの頃でしたら、田んぼを何町歩も持っているとか、山を持っていると言えば羨ましいお大尽の家だなというのがありましたけど、今ではそんなのが全然価値にならないというようなのがあるとすれば、これはやっぱりどこかおかしいのかなという疑問を感じております。

その中で、スマート農業の話もございましたが、実際、農機具等最新のものを使ったら何百万という投資の中で、数字もございましたが、５年以内に農業収益が年160万円と。これじゃあちょっと若い人にもうかるからやらんかと言えないのがやっぱり課題でもあります。

そういうような中でも、やはり農業をやってみたい方、農作物を作ってみたい方はありますので、また新たな支援策であったり、またサポートを行政のほうでしていただいて、本巣市の農地、山林が末永くきれいであることを私は願っております。

質問３に入ります。

以前にもこれお話ししました議員視察としまして、兵庫県の養父市へお伺いしました。農業特区の先進地ということで、市長のふるさとでもございますが、企業による農地の取得とか、農産物生産はどのように本巣市として見てみえるのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えします。

本市と都市連携協定を締結しております兵庫県養父市は、平成26年に全国初の国家戦略特区として認定を受け、平成28年以降、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法に基づき、法人農地取得事業を実施しています。

通常、農地法において農地を所有できる法人は、農地所有適格法人等に限られておりますが、養父市では国家戦略特区制度及び令和５年９月から移行されました構造改革特区制度の下、農業の担い手が著しく不足する地域において、この農地法の特例を設け、一定の要件の下、農地所有適格法人以外の法人の農地の所有を認め、一般企業の農業参入を促進しています。

この法人農地取得事業の実施により、これまでに本の製本加工業者や建築会社など異業種から８つの法人が参入し、約２ヘクタールの農地を取得し、主な営農作物として米やニンニク、レタスのほか、酒米、養蚕など異業種の参入ならではの特色のある営農に取り組んでおられ、中山間地域の遊休農地の解消や担い手の確保などの有効的な施策であると考えます。

一方で、農業収益を上げることができず撤退した企業もあるという実情もございます。

本市では、平成30年４月に根尾地域におきまして、異業種である自動車販売業者が農業参入し、農業を通じて地域とのつながりを深め、中山間地域の農地保全を行っている事例がございますので、この事例や養父市の事例をヒントに、多様な企業が農業に参入しやすい仕組みを検討し、中山間地域での遊休農地を増やさないよう農地保全に努めていきたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○１２番（河村志信君）

市議会議員になりまして７年目になりますが、やはり私の子どもの頃といえば本巣は農業のまちであったという中で、この何十年かの間に大きな変化をしてしまったと。そこで思うのは、この養父市の農業特区の話もそうなんですけど、こういう法律がある、こういうルールだから、こういう条例があるから危ないと思ってしまえば、そこで止まってしまうと。それを超える何か新たな提案であったり、また全国の成功事例とか、そういうものを取り入れていただいて、何か、ああ、ちょっと先が見えるなとか、こうやって農地があるということは非常に安心して住めるまちだなというふうに市民の方も思っていただきたいものですから、今後も農業行政についてはちょっと手厚く対応していただけるとありがたいなと思います。

次の質問に入ります。３番ですね。

本市の商工観光行政におけるＤＸ化、今日何人かの議員さんもＤＸについて取り上げておりま

す。デジタル化について、電子マネーやスマホを活用した観光への取組について質問させていただきます。

私のような昭和のアナログ人間でもデジタル化の波は当然来ておりまして、各家庭や個人にまで及びＰａｙＰａｙなどの電子マネー決済は当たり前の時代になっております。公共鉄道なんかでバスや電車に乗るときも結構なまちの年配の方はさくさくとスマホ等を使ってどんどん通り過ぎていくと。私は相変わらず財布を出して小銭を探しているというようなことで、大きな後れを取っているなという反省もございます。

そのような中で、本市におかれましても公的な証明書、住民票、戸籍謄本、印鑑登録証明など、７月に新しい庁舎が開庁するわけなんですが、本庁舎まで行かなくてもコンビニ等で交付が受けられるという流れになっております。

そういう流れの中で、以前のこういう質問をいたしますと、回答が、答弁が、いやいやまだそういう高齢の方々はスマホを持っていないがためにそういうデジタル化というのはまだまだだというような回答をいただいた記憶がございます。それももう過去の話になってまいりまして、もう80代の方でもお孫さんとＬＩＮＥなどのＳＮＳで動画や写真のやり取りをして、もう普通に使いこなされているという時代が来ていると思います。

質問に入ります。

１番、本市において電子マネーの普及や地域通貨の導入についてどのような構想をお持ちかお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えします。

全国的に展開されている一般的な電子マネーにつきましては、コロナ禍をきっかけに世の中のデジタル化が急速に進み、今では消費者が当たり前に利用する時代となっています。また、地域通貨につきましては、全国的に消費生活の支援とともに、地域経済の活性化のため、地域振興券やプレミアム付商品券といったアナログのもので進められていましたが、近年のデジタル化の流れの中で、地域コインや地域ペイといったデジタル地域通貨を導入する自治体が増えてきております。

県内の事例では、養老町が町独自の地域通貨アプリ養老Ｐａｙの運用を令和３年度に開始しており、開始から３年で登録者数は約１万6,000人となっております。また、飛騨市のさるぼぼコインは、飛騨信用組合が平成29年12月に開始したデジタル地域通貨で、開始から６年で登録者数は約３万人となっております。スマートフォンに専用アプリを無料ダウンロードすることで利用ができ、地元での買物や食事のほかにもユーザー同士での送金もできるなど、利便性が高いことが特徴です。行政との連携を進めることで、ふるさと納税機能や移住者へのコイン進呈といったポイント付与も行われております。

このデジタル地域通貨は導入費用が必要にはなりますが、その後の発行や運営に係る費用を削減することができます。また、デジタル地域通貨はスマートフォンの専用アプリを使用することから、地域アプリとしての機能を持たせることで地域の活性化にもつながることができるなど、地域社会全体を豊かにする可能性も持っていることから、本市におきましても地域通貨の導入に向けて進めてまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○１２番（河村志信君）

この電子マネー、地域通貨ですね、数字は、養老町が１万6,000人、これ養老町の人口が２万かどうかですけどね、かなりの方がやってみえる。それから、飛騨市もたしか３万はいなかったかと思うんですけど、３万人の登録と。これは飛騨市以外の方も登録されて活用されているのかなと。

先般、モレラ岐阜の責任者の方とちょっとお話しする機会がありまして、十分に県外、本巣市以外の方が、愛知県、三重県、滋賀県、最近は福井県からも見えるという方々もモレラで電子マネーを使って、そしてかつ地域通貨にポイントがつけば、帰りに地域のどこかお店でちょっと食べて帰ろうとか、そのような流れもできるわけですので、ぜひ機は熟したということで、電子通貨についても電子マネーについても取組をお願いしたいと思います。

質問２番に入ります。

いまだ紙媒体ですね、印刷されたもとまる商品券が使われておりますが、このもとまる商品券を電子マネーに変えるというようなお考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えします。

議員御質問のもとまる商品券の電子マネー化は、まさに先ほど答弁いたしましたデジタル地域通貨の導入に当たるものでございます。現在の紙媒体のもとまる商品券では事務量が非常に多く、事務的経費も多いことから、商品券を電子化することで事務量、事務的経費とも軽減できるものと思っております。

一方で、電子化による課題もございます。令和４年の初めに商品券の電子化を検討しており、当時におけるランニングコストは利用料として年間150万円程度で、設備導入などの初期対応には2,000万円程度と高額な費用が必要であるとのことでした。また、事業者側の電子化に対する機器等の導入も必要となり、導入費用が負担となるほか、導入機器の使用方法を理解しなければならず、電子化は敷居が高いと感じる商品券取扱事業者は、この電子化をきっかけに取扱いをやめることも想定されました。紙の商品券を取り扱っていた事業者のうち、電子化に対応できた事業者は半数程

度であったとの話も実際に商品券の電子化を進めた自治体からお聞きしました。

しかしながら、当時とは社会情勢も変化しており、既に電子化が主流になっていることから、商工会や金融機関とも連携してもとまる商品券のデジタル化を実現できるよう検討を進めてまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○１２番（河村志信君）

以前も同じような質問をしました場合に、やはりシステムの構築、最初のシステム構築に非常にコストがかかるというのがネックであるというような御答弁いただいたことがございます。

さるぼぼコインに関しましても、たしか飛騨信用金庫さんが連携しながらそういうシステムをつくり上げていったと。養老町も多分大垣共立さんや大垣西濃信用金庫さんも一緒になってつくり上げていったと思います。そして、先進事例があれば、それはもうあとは乗るだけですので、そのシステムに。本当のゼロからやられたところはすごいコストがかかったと思いますが、２番手、３番手、４番手になればそのシステムを導入するだけで済むと思いますし、そういうことに興味を持っている金融機関さんもあれば連携してやるという手もございますので、独自でつくる必要はございませんので。

それと、電子化でただ現金を扱うのではなくて、データが取れるということが大きいんですよね。例えば、いわゆる民間でいう顧客情報ですね。どういう年齢の方がどういうものを買っただとか、どの地域から来ているのかとか、今何が売れ筋なのかとか、何が人気があるのかとか、人がどう動いているのかとか、そういうのも瞬時に取れますので、そういうのも踏まえて電子化というものを進めていただきたいなと思います。

次の質問に入ります。

本市の観光におけるスマホアプリなどの活用の構想はございますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えします。

本市には淡墨桜をはじめ能郷白山、根尾川などすてきな自然があり、イチゴや柿、トマトなどおいしい農作物が取れ、真桑人形浄瑠璃や能郷の能・狂言など国指定重要無形民俗文化財や船来山古墳群などの史跡、また古田織部生誕の地であるなど歴史的文化も多く、様々な観光資源がございます。こうした本巣市の魅力を発信するため、市観光協会が本巣市観光マップシステムを導入し、市内の観光情報を発信しております。

この本巣市観光マップシステムはグーグルマップを利用しており、食べる、買う、遊ぶなどのカ

テゴリーから市内のお勧めスポットの情報を確認することができるほか、目的地までの経路を容易に検索することもできます。

今後につきましても、本巣市観光協会と連携して広く観光情報を発信していくとともに、本市への来訪者が市内観光を容易にできるようにシステムの向上等に努めてまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○１２番（河村志信君）

何度も同じことを言っております。私は昭和の人間で、若い頃、旅行というと道路地図を持って、そして旅行のガイドブックですね、これを開きながら回ったというような過去ですが、さすがの私も当然道については車のカーナビゲーションを活用、そして観光地に着きますと、当然スマホでこのまちの観光の人気ランキングはどうなんだと調べれば１番から10番ぐらいまでできます。そして、そこに利用料金であったり空いている時間帯であったり、いろんな情報が出てまいります。そして、お昼はこれまたスマホでグルメマップなんかを開きますと、これもランキングでおいしいお店が出てくると。これはもう当たり前になってきている時代ですので、本市におかれましても観光行政においても、電子化、ＤＸ化は時代の流れで当然の流れになっておりますので、その辺も観光協会とも連携しながら進めていただきたいなというふうに要望いたします。

最後の質問に、４番入ります。

これも先回もお話ししましたが、この７月16日より新庁舎に移るといった場合に、その跡地となる庁舎について質問をさせていただきます。

これで合併20年が過ぎまして、ようやく分庁舎方式の課題も解消され、ようやく新しい新市としていよいよ飛躍できる年、今年2024年がなるのかなというふうにわくわくしております。しかし、残る庁舎ですね。根尾は分庁舎ということで残りますが、真正、糸貫、本巣の旧庁舎はそれぞれの役目を終え、次のステップにというタイミングになっております。真正は老朽化した公民館が入ると、それから広域連合の拠点となると。糸貫は50年が過ぎて、老朽化のために取壊しなんだと。その中でも比較的新しい本巣の本庁舎、まだまだ活用の可能性がありまして、その活用のアイデアによっては市民に喜ばれる施設になる能力があるんじゃないかと私は考えております。

その跡地利用に関心のある市民の方より多くの提案をいただいております。新しい庁舎は市の事務機能の拠点であり、新しい庁舎で遊んだり楽しんだりする建物ではありません。それに対して、市民の方からの要望といたしまして、それは市民の方が利用できる、使える、市民のための庁舎みたいなものですね。そういうものをちょっと今日お話ししたいと思います。

以前もお話ししました公民館というのは教育委員会の管轄で、非常に教育的目的であったり、個人の利益を出すような活動はできないわけなんですが、逆にコミュニティセンター、これでしたら市民の方が自由に使って楽しめる場になるというふうに捉えております。そういう観点で、土・日にここが開いていて、そしていろんな団体さんが活用できる。そして、平日も仕事終わりの５時以

降、ここへ来れば仲間がいろんなことをやっていて、一緒になってまた楽しめるというのが理想かと思います。

また、子どもさんたち、交通事故の心配など、昔のように自由に屋外で遊べない時代ですので、子どもさんたちも自由に集まって遊べる空間、それから老人の方も老人クラブ等がどんどん解散して集まる機会が少なくなり、ひきこもりみたいな状況になっているとすれば、ここへ来ればいろんな仲間に会えて、また活力がもらえると。10代、20代の方は、今はやりのダンスであったり最新の音楽であったり、そういうのを練習したり、また披露もできるというような場所ができれば私は市民の方は大いに活躍されて喜ばれるんじゃないかなと。また、子育て世代においては育児で孤立したり同じ悩みを持つママ友さん、パパ友さんたちの交流場であれば、ここがまたそういう生きる場になって、いろんな趣味の団体さんもここでいろんな自由に活動ができるというふうに考えます。

それで質問ですが、庁舎跡地の利用に関しまして、コミュニティセンターという私は覚えがあるんですが、そのような構想に対してはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、本庁舎跡地をコミュニティセンターへという構想はないかという御質問でございます。

新庁舎への行政機能移転に伴う旧庁舎の利活用につきましては、今年の３月議会の一般質問で答弁させていただいたとおり、令和５年３月に旧庁舎の跡地利用の検討を行うための本巣市公共施設等跡地利用検討委員会を設置し、計５回の会議を経て令和６年３月末に提言を受けております。

その中で、市民への意見公募、いわゆるパブリックコメントを実施したところ、防災の拠点としての活用、作品展示の場所としての活用、図書館としての活用、室内ドッグランをつくってほしいといった御意見、御要望をいただいております。本巣本庁舎及び真正分庁舎の利活用方針については、市民ワークショップを開催し、市民の皆様からアイデアを出し合い、意見をまとめ上げていく予定でおりますので、まずは市民の皆様との対話をどのように実施していくか検討していきたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○１２番（河村志信君）

一般質問を６年、７年やってまいりますと、自分の頭の中で何かパターンが似通ってしまって、また同じことを言っているというような御指摘があるかもしれませんが、逆に思いがそれだけ熱いというふうに御理解いただいて、この先も私の思いが実現できるまで何度も何度も繰り返し質問するかもしれませんので、御理解いただきたいなと思います。

最後に、ちょっと言葉を御紹介いたします。不易流行という言葉がございます。この易というのは貿易の易とか、変わるという意味ですね。不易ですから変わらない。それと流行ですから、これはその時々に合わせて変えていかなければいけない。不易流行ですね、言葉がございます。これをなぜ私が今日お話しするかというと、当然祖先が、土地の話もしました、それからここの庁舎の話もしました、農業の話をしました。長年築き上げたものですね、伝統文化、価値観、これは末永く大切にしていかなければいけない。それは今の時代の我々の使命だと思います。

それと同時に、やはり状況は変わってまいります。デジタル化の話もございました。そういうやっぱり変えていかなん部分もあると。これは結構勇気が要るんですよね。いや、昔からこうだとか、この辺はこうだから変えてはいけないという御意見も聞きますが、やはり何%か何割かは変えていかないと、結局は時代から取り残されていくと私は思っております。

そういうことに関しまして、勇気を持って積極的にいろんなことに果敢にチャレンジしていただいて、本市をよくしていきたいなと。もちろん行政の方も議会もそうなんですけど、そういうタイミングですね、この新しい庁舎ができるということが。この機会にぜひ大きく変わるために勇気を持って新しいことに挑戦していただくことを、私自身もそうですし、皆さんにもお願いして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩します。15分ほど休憩します。３時５分に再開します。

午後２時51分　休憩

午後３時04分　再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続いて、13番　鍔本規之君の発言を許します。

○１３番（鍔本規之君）

どうも、私が最後の質問者ということであります。

この庁舎でやる最後の質問者ということであります。

どういう、何かの御縁かもしれませんけれども、同期の臼井議員が１番から始まって、最後が私で締めということになっているわけであります。共に、臼井議員と一緒にこの議場に入ったときの緊張感を忘れておりませんけれども、私はそのときは非常に貧乏でありまして、着てくる背広がなくて作務着というもので来たという思いをしております。

それから約20年、いろんな形で世の中が変わってきたかなという思いをしております。この中においても、考えてみるとバッジをつけたまま長い旅に出た人が４人いる。意志半ばにして４人の方が亡くなった。やはり20年という歴史というものは長いものである。

そういう中で、後輩の方たちの一般質問を聞いているときにつくづく思ってきたんですけれども、私が２期目のときかな、21名の議員が18名になって、27万円の報酬をもう少し上げようというよう

な審議があったわけでありますけれども、あの当時に年金がもらえる、国民年金ですよ。国民年金がもらえる議員ともらえない議員がいる。そのときに調べたのが、議員報酬を47万円以上もらうと年金をカットされるというふうに聞いたわけであります。

ああ、そうか、年金がカットされるんかと聞いたときに、そういえば年金のもらえない人はこの本巣議会に何人いるかなと数えたときに２人しかいなかった。ということは、私が議員になって２期目の頃は年金のもらえる人ばっかりだった。年金をもらえなかったのは２人だけということは、非常に年老いた人が議員をやっていたなあという思いをするわけであります。

ようよう今回１期目の方たちが入ってきて、私の年よりも議員の平均年齢が下がったというのは初めてなんですね。今、議長をやっていておられる、踏ん反り返っておるかもしれませんけれども、同級生ですからね、年は一緒なの。

そういう中で、この20年間という中、よく見てみると本当にちょっと歴史を感じるし、いい思い出がたくさんあるわけであります。何とか20年の間、一度も休むことなく一般質問はできたということも、少し自慢をしてもいいかなという思いをしております。

今回、市長さんのお計らいで、私の誕生日に誕生会をやっていただきました。また、本巣市の誕生20年の光と影という形でこういう本も出すことができました。この本ができたことによって、これを見ることによって、また議会、また行政の20年の歴史が分かるかなという思いをしております。

今回、一般質問をする真正の中学校のグラウンドのことについては、多分私の記憶では７回目か８回目になるかと思っております。長い歴史の中で、答えはどうであれ、一応今回でこの質問が終わるんだろうなと期待をするわけであります。

この「ときの会ニュース」、私が持っている「ときの会ニュース」に初めてこの真正中学校の問題を載せたのがちょうど今から10年前であり、それより前に真正中学校の東側にテニスコートという問題があった。これも含めると、もう少し前ということになる。時代背景でいきますと、東北の地震があった前後だろうと記憶しているわけであります。それまでは、真正グラウンドの件は一切知りませんでした。また、子どももいませんでしたので興味もなかった。ほかのことのほうに目が向いていたわけでありますけれども、先輩議員であった今議長をやっておられる大西議員、また瀬川議員から、真正中学校グラウンドの北のテニスコートの跡地の件、またグラウンドの件を何とかしたいと、またしてくれということで前の真正の町長さんに頼まれたけれども、鍔本、おまえもちょっと来いやということで、初めてその件の内容について触れることができたわけであります。

あれから早いものでもう十数年たって、今日の最後に市長さんの答弁があるわけでありますけれども、この答弁によってはもうこの問題はこれで終わるんだろうなと思うわけであります。

そこまでに行くまでの経緯として、13年以上の長い、私にとっても長い。けれども当事者にとっては40年以上という長い歳月の中において、いろいろな形でようよう解決するという、そういう問題であります。

ですので、議員、今おられるけれども、意味のよく分からないことが出てくるかもしれませんけれども、それはそれとして今の状況と過去の状況を鑑みながら考えて、またそれなりに行動を取っ

てもらえれば幸いかなという思いをしております。

それで、今から質問に移るわけでありますけれども、あまり長いことしゃべるとまた議長が早く終われと言われると、また大事なところをはしょらなくてはいけなくなる思いがしておりますので質問に移りたいと思っておりますけれども、今、後ろをすうっと見てみると、私が当選してからずっと傍聴に来てくれている人がいます。ありがたいものであります。

それでは、質問に移ります。

あまり感情に籠もっておると泣いちゃいますので、涙もろいでね。少し怒って質問をしたいと思う。それはなぜかというと、私たちが一生懸命やってきて、グラウンドの整備もして、そして子どもの安心・安全という形でやってきたこの真正グラウンドのことについて、裁判で負けたからと3,800万円の税金の無駄かというような新聞記事が載りまして、書いた新聞記者が後ろにおるかと思いますけれども、新聞記者にこの記事が間違いであるというふうになるような質問をしたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、真正中学校グラウンド内の土地のことについて、裁判に至った経緯及び平成27年頃から調停等々を行ってきたというふうに聞いておりますので、その内容についてを説明していただきたいと思いますので、まずそこからお願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、裁判に至った経緯及び平成27年頃から行われていた調停内容につきましてお答えをさせていただきます。

真正中学校グラウンドの南の土地につきましては、昭和55年２月１日に旧真正町在住の、仮にＡ氏とさせていただきますが、このＡ氏との間におきまして覚書が締結されており、内容といたしましては、旧真正町とＡ氏との土地の交換面積の6,081平米に対して、Ａ氏の提供する土地の実測面積は7,426平米であり、その差の面積1,345平米をＡ氏の土地として公民館の北側につけるものとする覚書があり、その後、昭和56年９月23日、6,081平米の土地交換契約が締結されました。

先ほどの覚書では、Ａ氏の土地の実測面積が7,426平米で、いわゆる縄延び分が大きいということを大前提として締結されたものであり、7,426平米はＡ氏が提供した数字であり、そのような膨大な縄延び面積が存在しないという疑義が生じたものでございます。

真正中学校グラウンド南の本巣市名義で登記されている土地1,345平米につきまして、平成28年４月28日に本巣市からＡ氏を相手方とし、１．所有権が本巣市であることを確認すること、２．相手方は本件土地について市が使用することを妨害してはならないことを趣旨に、所有権確認請求等調停の申立てを行いました。

調停では、調停委員会から1,345平米の土地はＡ氏が求めたものではなく、真正町が6,081平米の20％に相当する1,345平米の土地に加えて交換することを申し出たものであることと、真正町が土

地の分筆・名義変更登記をしなかっただけと思われる旨の意見が市に示され、覚書残地の分筆及び所有権移転登記手続をするか、金銭的解決をするか検討するよう要請されましたが、市は公文書に縄延び分と記録されているが、Ａ氏は交換土地の20％相当分として真正町から提示された土地と主張されているため、実測であることが記載されている覚書は虚偽の記載となり、効力無効を主張し、真正町の議事録には議会承認を受けている事実はなく、当時の真正町長が押印していても覚書自体には法律上の効力がないことの主張などにより５回にわたる交渉を進めてきましたが、平成29年１月に調停は不調となりました。

その後、登記事項に基づく市の所有として平成30年９月からグラウンド拡張工事を施工し、さらに第２期工事として防球ネット等を設置したものでございます。

そのような状況の中、平成30年12月13日にＡ氏から本巣市に対して所有権確認請求等調停の申立てがあり、真正中学校グラウンド南の土地1,345平米についての所有権を主張されましたが、平成31年１月９日に行われました第１回目の調停で、登記事項に基づき所有権を主張する本市との合意には達しないとし、調停は不調となったものでございます。

調停に関する内容につきましては、以上となります。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鍔本君。

○１３番（鍔本規之君）

今、先ほど覚書の内容について説明があったわけであります。

覚書の中には、真正町とＡ氏と言われる、Ａ氏というよりも「ときの会ニュース」で名前も分かっておりますので、名前は別として名字はＡ氏よりも私は吉村のほうがいいですので、吉村氏との間に覚書が締結されたわけであります。

覚書とは何ぞやということなの。覚書とは、ここにも書いてある。これはよく分かるように写してよ。覚書なの。

ここに署名捺印している人は、当時の真正町の町長さん。立会人は、真正町の議長さん。あと２人の白木健さんと杉山友一という方。この人たちが立会人として署名捺印している。この内容に疑義があると、書いてあることがうそであると言っているんですね。

覚書とは何ぞやということなの。内容がどうであれこうであれ、それをお互いが認め合って、そして納得をして、ここにも書いてある、双方異議がないので本書２通を製作しと書いてある。それで署名捺印しているという、これが覚書なんだ。

これをもし虚偽のものであると、そういうようなことを言ったとするなら、全ての契約そのものが虚偽ということで無効にされても何ら文句が言えなくなってしまう。役場が認めておいて役場がそれを認めませんと言ったら、役場の機能そのものが停止してしまうじゃないかと思う。こんなことは、多分職員は言わないだろうと思う。誰かが言っただろうと、そういうことを思うと、この覚書というのは、昔は約束事を書くのに起請文といって、神社仏閣にある紙をもらってきて、そこに

約束事を書くんですね。約束を破ると神様や仏様から罰を受けますよということで書くのが起請文という。これは覚書も一緒なんです。

これを約束したけれどもこの約束は無効ですよと言えばですよ、約束された吉村氏が何ですかと怒るのは当たり前だろうと私は思うわけであります。だから、５回やろうが10回やろうが、多分お互い納得ができないという形で調停が終わったんだろうと思っております。

真正町にお住まいの吉村という方が、坪数のほうが分かりやすいので、2,250坪の土地をまず提供しましょうと、そしてグラウンドを造ってくださいと。その替え地として1,842坪をよそでもらいましたよと。残りの1,345平米という、これは400坪、408坪の土地、これをグラウンドの南のほうに吉村氏のものとして認めますよというのが覚書なんです。それが四十数年、どういうわけか知りませんけど、ごたごたしている。

そのことについて、私も７回ぐらいは一般質問をしておるわけでありますけれども、何ともならないという形でいろいろなアドバイス、提言をして今に至っていると私は思っています。

なぜそのときに、この調停員から提案されたお金で解決しなさいとか、そういう提案をされたかと思うんですが、なぜその調停員の助言に従わなかったのか。もし答えることができるならお答えを願います。

再質問でお願いします。

○議長（大西德三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えいたします。

当時の記録等を見ておりますと、まず１つは、覚書には実測によるその差という言葉があったわけでございますが、当時の記録等から見ますと実際にその測量をしたという結果がなかったというところが１点、それからもう一点は……。

すみません、しばらくお待ちください。

○１３番（鍔本規之君）

議長、本人がいなかったから分からなければ答弁は結構です。

○総務部長（村澤　勲君）

そういう事情でということでございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

鍔本君。

○１３番（鍔本規之君）

議長に言ったわけでありますけれども、職員は担当がころころと変わります。裁判は、基本的には総務がやっておるわけであります。総務部長が担当としてやるのが本来の流れであって、調停で

あろうが何であろうが、多分そうだろうと思っている。

これは大分古い時代の調停だろうと思っている。そういう結果を見ると、これは何年になったのかなということになるんだけれども、平成で30年ということになると、今から約６年ぐらい前の結果だろうと思っている。その当時の今、部長さんは、多分ここには一人もいないだろうと。ですから、答弁してもらっても多分分からないだろうということで、答弁は結構ですと言ったわけであります。

内容については、私のほうが多分よく知っているだろうと思っておりますので、次の質問に移ります。

調停が不調になってから、このときは私もそちらのほうがいいと思うからそっちのほうがいいじゃないですかということでアドバイスしたことがあるんですが、裁判という形になったかと思うんですね。

裁判では、１審では勝ったと思う。市の言い分が通るだろうと。けれども、２審では私も想像がつかないとはよう言わないけれども、２審では負けた。その経緯について説明を求めます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、２つ目の通告でございます。

市が地方裁判所では市が勝訴し高裁では敗訴となったと。それぞれの経緯と理由、また控訴、最高裁に上告しなかった理由等につきまして御説明をさせていただきます。

平成31年１月25日に、Ａ氏から本巣市を被告とする所有権確認等請求訴訟が岐阜地方裁判所に提訴され、令和３年６月７日にＡ氏の請求をいずれも棄却することと、訴訟費用はＡ氏の負担とするとの判決が言い渡されました。

しかし、この判決を不服として令和３年６月15日に名古屋高等裁判所宛てに控訴状が提出されたことから、控訴人Ａ氏、被控訴人本巣市として控訴審が開始され、令和６年４月25日、第１審と異なりＡ氏が時効取得により所有権を有するものとして確認対象地の所有権の確認、明渡し対象地の明渡し及び使用損害金の支払いを求めるとの判決となったものでございます。

第１審では、登記上の名義は市であることを主張し勝訴となりましたが、第２審ではＡ氏が土地を自主占有していたことを主張とし、旧真正町からの土地をめぐる経緯を踏まえ、Ａ氏が平穏かつ公然と土地を占有していたものとして時効取得によりＡ氏が所有権を有するものとして判決を言い渡されたものとなります。

また、最高裁への上告につきましては顧問弁護士との相談により、憲法違反の判断につきましては上告、判例違反その他の法令の解釈に関する重要な事項の判断につきましては上告受理申立てをすることができますが、本件で問題となっている事項の場合は上告や上告受理申立てができない事実認定の誤りが争点でありますことから、上告や上告受理申立てが却下となる可能性が極めて高い

とのことから、市としましては上告、または上告受理申立てをしないこととしたものでございます。

なお、裁判にかかった費用といたしましては、第１審となります平成31年１月25日、Ａ氏から本巣市を被告とした所有権確認等請求訴訟の着手金が43万2,000円、令和３年６月７日の判決時の事後報酬として187万円で、合計230万2,000円でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鍔本君。

○１３番（鍔本規之君）

非常に今の裁判の第１審の判決が、これは正直なことを言って弁護士がいなくても勝てるんです。なぜかというと、市の名義の土地は市のものである。もう答えは分かっておるんです。個人の名義のものは、いかなる条件がついていようと市の個人のものであると。これは確定しているんですね。要するに、もう登記上そうなっている。もしそのことが登記上不同意であるとするなら、名義が変わったとき、また変わらないときに１年以内に裁判所に訴えるということが決まりとしてある。それを通り過ぎると時効という形になって、名義の人のものは名義の人のものですよということになるわけであります。

第２審において、時効取得というあまり聞き慣れない言葉が出てきているわけでありますので、その時効取得により損害賠償請求等々とありますので、この損害賠償の金額と、それから時効取得とはどういうことかということの説明を求めます。

○議長（大西徳三郎君）

再質問を総務部長に求めます。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えをさせていただきます。

まず、使用損害金の件でございますが、今回の判決で１か年当たり108万5,057円を支払うということでございます。

期間といたしましては、平成30年10月24日から明渡しの分までということでございますので、仮にでございますが、今年の10月23日までの６年間といたしますと、合計651万342円の支払いということになります。

次の御質問でございますが、時効取得とはということでございます。

所有権の時効取得とは、一定期間、他人のものについて一定の要件を満たす占有をした者がそのものの所有権を取得することを言います。

この占有とは、自分が利益を受ける意志を持って物を現実に支配することをいいます。他人の土地・建物等を自分のものであると信じてそこに住み続けた場合、一定の要件を満たせばその土地・建物等の所有権を取得することとなります。占有者が時効によりその建物等の所有権を取得すると、真実の所有者はその建物等の所有権を失うというものでございます。

この時効取得をする条件といたしまして、大きく３つございます。

１つ目が、まず所有の意思があることでございます。

この所有の意思とは、所有者として物を排他的に支配しようとする意思をいいます。所有の意思がなければ、幾ら占有を継続しても所有権を時効取得することはありません。

そして、この所有の意思があるかどうかは、占有取得の原因である事実によって外形的、客観的に判断されるというものでございます。

２つ目の要件といたしましては、平穏かつ公然と占有するということでございます。

平穏とは、占有するために暴行や脅迫といった行為を用いていないということをいいます。公然とは、占有していることを隠したりしないことをいいます。占有は、平穏と公然の両方を満たしている必要がございます。

３つ目の要件といたしましては、一定期間占有することでございます。

善意無過失の場合は10年、それ以外の場合は20年ということでございます。この善意無過失とは、自己に所有権があるものと信じ、かつそのように信じるにつき過失がないことをいいます。

この善意無過失は占有の初めにおいて問題となり、その後に悪意となっても時効期間に影響を与えるものではないとされております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鍔本君。

○１３番（鍔本規之君）

この使用の意思というのが最初に条件として上げられる。この意思とは何をもって意思というかというと、占有する意思があるからこれは僕の土地ですよといって裁判所に訴えることが所有の意思というものを表すということなの。だから、裁判にかけなければいつまでたっても人の名義のままで使用は可能ということになる、名義が変わらないよということになる。

それから、10年、20年ということでありますけれども、悪意を持ってやったとしても20年ということになる。人のものだと分かっていても、それを取得するためにいろいろな手法はなしとして、相手から小言が来なければ、20年間耕作しておれば自分のものになると、してくださいよと裁判所に訴えれば時効取得が成立するわけであります。これも、裁判所に訴えなければならない。これが意思なんですね。

ですので、今回１審で勝ったというのは、これは弁護士がいようといまいと、前に私も市を相手に裁判をかけたことはあります。そして勝ちました。市のものは市のものであるという判決。簡単なものだった。市のものは市のものである、理由もヘチマもあんまりない。

それで、市のほうは建前上控訴をしたけれども、すぐやめちゃった。やっても勝てないことが分かっているから。そういう段階を私も経験している中で、この時効取得というものについてはそれなりの知識があって、教えられて、そしてこの議会の中でも何度か、そのことを時効取得とはどういうものやということはお伝えをしたはずであります。議事録等々を読んでもらえれば出てくるかと思っております。

そういう中において、弁護士が訴え方を変えてきたんですね、１審と２審で。だから、時効取得が成立してしまったんだろうなという思いをしているわけです。これは、はっきり言って弁護士の技量の差だろうと思っています。作戦ミス、もうはっきり言うなら弁護士の知識不足と言ってもいい。

私も、顧問弁護士が２人ばかりいます。個人的な顧問弁護士、有名な先生であります。オンブズマンの先生でシンカイさんというんですが、シンカイ弁護士と、もう一つは会社と私の弁護士で、アイパートナーズという、今、愛知県の弁護士協会の会長をしてみえる井口という人は、私専属の弁護士であります。

その弁護士等々、これは十数年、このことについては相談をしながらやってきています。大分話が、アドバイスが違うんですね。もしうちの弁護士が、私の顧問弁護士がやっておれば、調停のときにもう話をつけちゃいます。本裁判まで持っていかない。そして、持っていくならこういう方法でやりますよという形を取れば、多分負けなかっただろうと。

時効取得で向こうが訴えてくる。それに対して、管理をずうっとしていたのは行政ですよと言う。事実、大分前になるんですが、このグラウンドを使って卒業した方から、いろんな思いを聞いています。また、数年前には、７年ぐらいかな、もう少しになるかな、マイマイガというのが、皆さん記憶にないかな、物すごくはやったときがあった。それが、この真正中学校のところに物すごく発生をして何とかならんかという話が来たし、それと同時に蜂の大きなのが巣を作っているということで、私のところに何とかならないかと来た。当然、私のところに来れば、私はすぐ動きます。何か10メーター以上飛ぶような蜂を殺すやつを６丁買って、怖いですから。それで、遠くのほうからぴーぴーやって退治した覚えがあります。

当然、学校の生徒たちがその木や何かから葉っぱが落ちたり、周りに草が生えたりすれば当然管理をしていたわけであります。そういうことを主張すれば、吉村氏が独占的に占有していたんではないんですよと。また市の名義ですので、私は市の名義のものに対して時効取得というものが成り立つのかということについては、非常に疑問符を抱いておるところであります。

ですので、上告もできないというような判決をいただいたことについては。弁護士さんの云々かなという気がするわけであります。

そういう中において、今後のことについてはどうするかなということになるわけでありますけれども、総務部長さんにいろいろと聞いてもこれ以上のことは出ないだろうと思っておるわけであります。ですので、質問のほうを学校関係のほうに移りたいと思っております。

今回の一般質問のことについても、子どものことに対する一般質問を私を含めて７名の方がしたわけであります。そのぐらい子どものことについては、やはりいろいろな形で議員各位も気を使っているわけであります。

この学校のグラウンドが狭くなるということについては、非常に危機感を持っています。今、説明のとおりになってくると、非常にグラウンドが狭くなるだろうと思っています。そういうこともありますので、学校関係のことについて、新聞等でもたたかれました。たたかれたというより書か

れました。防球ネットというのかな、そういうものについての、土地の所有権が決定していないのにどうして建てたんだというような形の新聞記事が中日新聞に載ったわけでありますけれども、そういうことも含めて、土地所有者が確定していない段階でネットをどうして造ったのかと。

また今回、せっかく造ったものをまた撤去するという予算が組まれています。なぜそれを組むようになったのかの説明を求めます。

○議長（大西徳三郎君）

時間が来るんですけど、この問題は非常に重要な問題かと思います。

今日も、最終日に補正予算の採決をやるわけですけれど、その附帯決議ということで12人の議員の署名があって附帯決議が出てくるわけですけど、このことは最終日ですけど、これくらい皆さんも重要なことと捉えられてみえると思います。

そんなことから、議長として責任を持ってこの問題についてはやっぱり最後の市長の答弁、市長の答弁までは必ずしてもらわなければならないかと思いますので、今回は初めてですけど、時間は関係なしで市長の答弁までいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

しかし、その途中で鍔本議員においても簡潔でお願いをしたいと。簡潔にお願いします。

それでは、教育委員会事務局長に先ほどの質問についての答弁を求めます。

髙木君。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

それでは、まず初めに土地所有者が確定しない段階でネット等を設置した経緯と理由について、お答えのほうをさせていただきます。

先ほど、総務部長も答弁されておりましたけれども、平成28年４月に本巣市からの所有権確認請求等調停申立て事件、こちらに対しまして平成29年１月までの５回の調停が開催されましたが、双方の主張が平行線となり、和解案が見込まれず不調となりました。

当該の土地につきましては雑木林となっておりまして、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、マイマイガやオオスズメバチ、蚊などの害虫も多く発生し、また建設廃材等も置かれ、さらには道路に樹木が張り出し、通学時には危険を及ぼし、土地のほうは管理されていない状況でございました。

顧問弁護士からは、社会的相当性に基づき工事を行うことは問題ないとの助言や、市に対して近隣の住民、また生徒の保護者からは苦情の声が多く寄せられたこと、生徒の安心・安全を第一と考え、よい環境の中で勉学や運動をできることが市の責務であることから、一刻も早く整備が必要であると判断し工事のほうの施工を行いました。

次に、今回の補正予算案に撤去費が計上されている理由につきまして。こちらにつきましては、令和６年４月25日の判決を受け、明渡し対象地の明渡し、使用損害金の支払いを言い渡されたことから、顧問弁護士からは速やかに明け渡すことを優先したほうがよいとの意見をいただきまして、一日も早く明け渡すことができるよう、工事費として防球ネットの撤去、またつい立てネットの移設撤去等の工事費を今回の補正予算に計上いたしました。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

鍔本君。

○１３番（鍔本規之君）

ここまで来ると、割りかし早いんですわ。

なぜこんな結果になったかということは、弁護士の差だろうと思っている。これが明確に分かるのは、今の答弁の中にもあったように顧問弁護士から社会的通念上に基づきネットを張ることは問題ないという提言をいただいたということなの。だから、議会もそれを認めて防球ネットをやることを認めた。そうしたら、裁判で負けたらすぐに撤去せよと。この真逆、これは何ですかという話なの。

そういう結果が出たとするなら、子どものために何とかならないかということをアドバイスするなり、提言するのも弁護士の顧問弁護士としての仕事なの。それをすぐに返しなさいと言う。言葉で言ってもよく分からないけれども、皆さんに分かるように言いますけれども、これだけの土地を返せと言っておるんです。これがグラウンドです。このグラウンドの中のこれだけの土地を返せと言っておる、すぐに返せと言っている。

前は、ここまで全部赤いところ全部、樹木が生えていた。ここで野球をやっていた子どもたちは、ここに球が入るといけないので思い切りこっちには打てないという、また打つと叱られたという経験を持っている。ここの卒業生の方からは、そういう話をよく聞く。だから、同じ思いを自分の子どもにはさせたくないので何とかしてもらえんかという声が私のところにたくさん届いていたし、議長のところにも届いていたから何とかしようとして十数年前から動き出したというのが事実なんです。それを、裁判で負けたからすぐ返しなさいなんてばかな話は一つもない。私としては、到底納得ができない。

先ほど、弁護士さんに払う弁護士費用というものを聞かせてもらったけれども、弁護士費用の金額、改めてもう一度聞きますけど幾らですか。

○議長（大西德三郎君）

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

着手金が43万2,000円、事後報酬として187万円の合計230万2,000円でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

鍔本君。

○１３番（鍔本規之君）

私、顧問弁護士が２人、２つの弁護士事務所を持っていると。これは顧問弁護士なの。何の相談もしなくても、毎月毎月ある程度のお金を払っている。だから顧問弁護士なの。その顧問弁護士に何かをお願いする、事件としてお願いをする。これは大体30万と決まっているんです。これは弁護

士の中では大体決まっている。まずそれが47万円とかいう金額に少しびっくりをしているところであります。これは１案件につきなんです。最高裁までやっても一緒なんです。なぜかというと、私は最高裁まで岐阜県の知事さんを訴えたことがある。残念ながら負けた。最高裁まで行きましたけど負けた。けれども、弁護士さんに払ったお金は30万だけなの。これが顧問弁護士だと。

それが、社会通念上オーケーですよと、工事をやってオーケーですよという、裁判に負けたらすぐに撤去をしなさいという、そういう顧問弁護士に230万払うということについては、いずれ予算として出てくるであろうけれども、とても同意できないというのが私の思いであります。

弁護士の方から、鍔本がこう言っていたということで名誉毀損で訴えてくるなら訴えてきなさいと言っておいてください。受けて立ちます。

そういうような形で、非常に残念な結果になった。この弁護士の言うことをそのまま聞いていると、中日新聞が書いた3,800万の税金の無駄遣いというのにまともに当たってしまう。そうならないためにはどうするかということを、議員各位の人たちがみんな考えてくれたんです。そして、いろいろな意見いただいたけれども、裁判所のほうの提示として１年間の年貢として108万円というのがある。生徒のためにも108万円払ってでもいいから、今の現状よりも狭くしないようにという声が議員の中では多うございました。

そういうことを踏まえて、今後の対応について市長さんはどのように思っておられるのか。何とかこれで終わるような、９回目の一般質問のないような答弁と、弁護士がこれからもやるとなると非常に抵抗もあるような気もしますので、今後の弁護士さんについての思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について、藤原市長に答弁を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原　勉君）

それでは、今後の方針ということで私にもお聞きいただいていますので、御答弁申し上げたいと思います。

先ほど来、ずうっとこの経緯につきましてはうちのほうから御質問にお答えをずうっとしてきておりまして、そしてまた今回それに関連した、裁判に関連して補正予算等々も計上させていただいているという状況でございます。

私といたしましては、ここまで進んできている、いわゆる何というんですかね、グラウンドの使用状況でもございますし、やっぱり子どもたちも大変喜んで、今までの過去にいろいろ問題があったものがようやくここまで来て、自由に使えるところまで来ているということもありまして、できればこのままこの後もグラウンドを使っていただけるような、そんなことを考えていきたいなというふうに思っておりまして、これは所有権云々というやつはお互いに争点で戦いましたけれども、現実、そういう結果が出たということでありますので、結果も踏まえながらこの現状で最終的な解決ができないかということを考えておりまして、相手方とのこれから交渉でもございますけれども、

相手方との交渉もさせていただきながら、現状でそのままお使いさせていただけるような、そして市の土地として管理ができるような方向で検討していきたいなというふうに思っております。

そのために、現在、教育委員会のほうを通じて、今現在ネットの撤去の工事費などが出ておりますけれども、この交渉の行方をこれから見ながらこの執行については保留をしていくようなことも考えていきたいなというふうに思っていますし、できる限りこのネットの撤去の予算を執行しなくて済むように、何とか皆さん方のお知恵もいただきながら前に進めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、子どもたちがこの長年の懸案の中で、こういうような形で今現在伸び伸びと使わせていただいているというふうでありますので、私としてはこの今の現在の使わせていただいているものをこれからもぜひ踏襲していきたい、そういう思いでいっぱいでありますので、ぜひその方向でこれから、相手方とのあることですのでまだいろいろと問題もあろうかと思いますけれども、誠意を尽くしてぜひそういう方向に持っていきたいというふうに思っております。

そうしないと、せっかく先ほど鍔本議員からお話がありますように、またそれも全部ぶっ壊していくのでありますと、先ほど来ありますように、新聞記事のとおりに三千数百万円、まるきりそれこそ本当に大変な損失といいますか、大変な被害を、損失をこの市に与えるということでございますし、と同時に市がこの三千数百万がどうのこうのじゃなくて、子どもたちが基本的に伸び伸び使えないということがやっぱり大変残念なことでありますので、ぜひそういうこともないようにこのやった工事もそのまま生きてくる、そしてまた子どもたちもこの土地がまた前と同じように使えるということもできるように努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思いますし、またこの件につきましてはいろいろ議会のほうでも、この件については議会ともお話をしながらずうっと進めてきた経緯もございますので、この後もまた議会の皆さん方のお知恵もいただきながら、また御協力もいただきながらこういう方向に検討を進めていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鍔本君。

○１３番（鍔本規之君）

この件につきましては、予算案が400万かな、四百五、六十万ついていたかと思うんですが、この予算については議会としても附帯決議をつけなければいけないなということで、若手の議員が先頭になって動きました。

先輩議員としても、この防球ネットについては、弁護士にだまされようとだまされまいと、そういうことは別として、子どものためによしとして認めた責任があります。この認めた責任、当然お金のかかることであります。市民から預かった大切なお金であります。このお金が無駄にならないようにするためにということで、先輩議員も今回の附帯決議に賛同していただきました。非常にありがたいなということであります。

市長さんもなるたけなら使いたくないという思いでありますので、担当部の方たちがつらい思いをするかもしれないけれども粘り強く、相手方のいることですので、三方が丸く収まるような方法で。

吉村氏も、今まで非常につらい思いをしてきただろうと思う。約束を守ってこそ約束なんです。守らない約束はしないというのが私の思いですし、私はうそが嫌いなんです。約束を守らないのをうそと言うんですね。

紙に書いてまでやって、それでこの人たちの名前を見たときにびっくりしたんです。この戸部議長さんにしても、白木健さんと。白木健さんは、私に最初にバッジをつけてくれた人なの。杉山さんというと、県議会議員になった人じゃないかと思う人なんです。こんなすごい人たちがうそつきにならないように市長さんにお願いをしながら、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

御苦労さんでした。

それでは、これで一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

６月27日木曜日午前９時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後４時07分　散会